令　和　６　年　第　３　回

芦北町議会９月定例会会議録

開会　　令和６年９月　９日

閉会　　令和６年９月２０日

うたせ船

熊　本　県　芦　北　町　議　会

令和６年第３回芦北町議会定例会会期日程

月　日	曜日	日　　程
９月９日	月	本会議（開　会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託
１０日	火	本会議 一般質問
１１日	水	委員会審査　総務厚生（総務課、企画財政課、税務課、会計室、議会事務局） 建設経済文教（現地調査、建設課、教育課、商工観光課）
１２日	木	委員会審査　総務厚生　（福祉課、健康増進課、住民生活課） 建設経済文教（スポーツ・文化振興課、上下水道課、農林水産課）
１３日	金	委員会審査（予備日）
１４日	土	休　日
１５日	日	休　日
１６日	月	休　日
１７日	火	休　会（議事整理）
１８日	水	休　会（議事整理）
１９日	木	休　会（議事整理）
２０日	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉　会）

目　次

第１号（９月９日）　頁

１　議事日程 ------------------------------ 7

２　出席議員氏名 ---------------------------- 8

３　欠席議員氏名 ---------------------------- 8

４　説明のため出席した者の職氏名 ----------------------- 8

５　事務局職員出席者 ------------------------- 8

６　開会　開議 --------------------------- 12

第１　会議録署名議員の指名 --------------------- 12

第２　会期の決定について ---------------------- 12

第３　諸報告 ---------------------------- 12

議長諸般の報告 ------------------------- 12

行政報告 ---------------------------- 12

第４　町長の提案理由説明 ---------------------- 12

第５　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて

令和６年度芦北町一般会計補正予算（第２号） ------ 13

第６　報告第５号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について ----- 14

第７　報告第６号　芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検

及び評価結果の報告について ---------------- 15

（一括議題＝日程第８から日程第16まで）

第８　認定第１号　令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について -- 16

第９　認定第２号　令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決

算の認定について -------------------- 16

第10　認定第３号　令和５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定について ---------------------- 16

第11　認定第４号　令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について -------------------- 16

第12　認定第５号　令和５年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決

算の認定について -------------------- 16

第13　認定第６号　令和５年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認

定について ----------------------- 17

第14　認定第７号　令和５年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決

算の認定について -------------------- 17

第15　認定第８号　令和５年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－17
第16　議案第60号　令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－17
第17　議案第61号　令和６年度芦北町一般会計補正予算（第３号）　－－－－－－17
第18　議案第62号　令和６年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－21
第19　議案第63号　令和６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－22
第20　議案第64号　令和６年度芦北町下水道事業会計補正予算（第１号）－－－－23
第21　議案第65号　芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について　－－－－－24
第22　議案第66号　芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－25
第23　議案第67号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について　－－25
第24　議案第68号　財産の取得について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－26
７　散　会　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－27

第２号（９月１０日）　頁

１　議事日程　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－31
２　出席議員氏名　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－31
３　欠席議員氏名　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－31
４　説明のため出席した者の職氏名　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－31
５　事務局職員出席者　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－31
６　開会　開議　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－34
第１　一般質問　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－34
（１）３番　長口　隆君　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－34
（２）６番　寺本順一君　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－40
（３）２番　楠原清照君　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－43
（４）１番　百田翔吾君　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－54
７　散　会　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－58

第３号（９月２０日）　頁

１　議事日程　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－61
２　出席議員氏名　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－62

３　欠席議員氏名　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－62
４　説明のため出席した者の職氏名　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－62
５　事務局職員出席者　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－62
６　開会　開議　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
（一括議題＝日程第１から日程第10まで）
第１　認定第１号　令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について　－－64
第２　認定第２号　令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
第３　認定第３号　令和５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
第４　認定第４号　令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
第５　認定第５号　令和５年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
第６　認定第６号　令和５年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
第７　認定第７号　令和５年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
第８　認定第８号　令和５年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
第９　議案第60号　令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－64
第10　議案第65号　芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について　－－－－－64
第11　議員派遣の件　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－76
（一括議題＝日程第12から日程第15まで）
第12　総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出　－－－－－－－－－－－－77
第13　建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出　－－－－－－－－－－77
第14　議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出　－－－－－－－－－－－－－－77
第15　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出　－－－－－－－－－－－－－－77
追加日程
第１　議案第69号　工事請負契約の変更について　－－－－－－－－－－－－－－78
第２　議案第70号　工事請負契約の変更について　－－－－－－－－－－－－－－78
第３　議案第71号　工事請負契約の変更について　－－－－－－－－－－－－－－79
７　閉　会　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－80

芦 北 町 議 会 定 例 会 会 議 録

令和６年９月９日（月）

令和６年度第３回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

令和６年９月９日
午前１０時　開会
於　議　場

１　議事日程

開会宣告

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定について

第３　諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第４　町長の提案理由説明

第５　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて
令和６年度芦北町一般会計補正予算（第２号）

第６　報告第５号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第７　報告第６号　芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

（一括議題＝日程第８から日程第16まで）

第８　認定第１号　令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第９　認定第２号　令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10　認定第３号　令和５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第11　認定第４号　令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第12　認定第５号　令和５年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13　認定第６号　令和５年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14　認定第７号　令和５年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第15　認定第８号　令和５年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第16　議案第60号　令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第17　議案第61号　令和６年度芦北町一般会計補正予算（第３号）
第18　議案第62号　令和６年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
第19　議案第63号　令和６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
第20　議案第64号　令和６年度芦北町下水道事業会計補正予算（第１号）
第21　議案第65号　芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について
第22　議案第66号　芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
第23　議案第67号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
第24　議案第68号　財産の取得について
（散　会）

２　出席議員（１３名）

１番　百田翔吾君	２番　楠原清照君
３番　長口　隆君	４番　林田燿宏君
５番　坂本　登君	６番　寺本順一君
７番　白坂康浩君	８番　草野安道君
９番　宮尾秀行君	１０番　川尻成美君
１１番　寺本修一君	１３番　元山秀志君
１４番　宮内道則君	

３　欠席議員（１名）
１２番　岡部惠美子君

４　説明のため出席した者の職氏名（１６名）

町長	竹﨑一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	岩田繁義君	総務課長	松本俊造君
企画財政課長	白坂達也君	税務課長	佐竹貴幸君
住民生活課長	田中公広君	福祉課長	池田康浩君
健康増進課長	田代　忍君	農林水産課長	栫　浩之君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	平田秀臣君	教育課長	宮島昭典君
ｽﾎﾟｰﾂ・文化振興課長	岡田謙治君	会計管理者兼会計室長	溝俣圭一君

５　職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局長	窪田和彦君	次長（主幹）	鎌田富士夫君

議　長　諸　般　の　報　告

1　例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2　水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会
　期　日　令和６年７月１日（月）
　場　所　水俣芦北広域行政事務組合
　内　容　繰越明許費の報告について　外

3　川辺川ダム建設促進協議会総会
　期　日　令和６年７月１０日（水）
　場　所　華の荘（人吉市）
　内　容　令和５年度事業報告について 外

4　三期成会合同定期総会
　①一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会
　②一般国道４４５号道路整備促進期成会
　③球磨川上中流改修期成会
　期　日　令和６年７月１０日（水）
　場　所　華の荘（人吉市）
　内　容　令和５年度事業報告について 外

5　水俣芦北地区中山間地域総合整備事業（広域連携型）推進協議会総会
　期　日　令和６年７月１１日（木）
　場　所　芦北町役場３階大会議室
　内　容　令和５年度事業実績及び歳入歳出決算について 外

6　水俣・芦北地域振興推進委員会と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
　期　日　令和６年７月１６日（火）
　場　所　ホテル熊本テルサ（熊本市）
　内　容　第七次水俣・芦北地域振興計画　令和７年度実施計画編について 外

7　南九州西回り自動車道の早期実現に関する要望活動
　期　日　令和６年７月１７日（水）
　場　所　国土交通省九州地方整備局（福岡市）

8　水俣・芦北地域振興計画の推進に関する要望活動及び南九州西回り自動車道の建設促進に関する要望活動
　期　日　令和６年７月２５日（木）～２６日（金）
　場　所　各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館（東京都）

８　熊本県町村議会議長会第１回理事会

期　日　令和６年８月８日（木）

場　所　芦北町役場３階議員控室（オンライン）

内　容　令和５年度決算審査 外

９　芦北町戦没者追悼式

期　日　令和６年８月２１日（水）

場　所　芦北町民総合センター（しろやまスカイドーム）

11　熊本県町村議会議長会（正副議長研修会）

期　日　令和６年８月２７日（火）

場　所　芦北町役場３階議員控室（オンライン）

講　師　防災危機管理アドバイザー　岩手大学非常勤講師　越野　修三　氏

内　容　講演：演題「大災害からの教訓～熊本で備える～」

令和６年９月９日

芦北町議会議長　宮　内　道　則

芦町監第１１号
令和６年８月９日

芦北町議会議長　宮 内 道 則　様

芦北町監査委員　井 川 良 一

芦北町監査委員　長 口　　隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第３項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

１　検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

２　検査現在期日

令和６年７月３１日

３　検査実施日

令和６年８月　９日

４　検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	2,025,278,269　円
	一時借入金	0　円
	基金に関する現金	6,717,490,960　円
	歳入歳出外現金	96,568,608　円
	計	8,839,337,837　円
水道事業会計		375,739,478　円
下水道事業会計		46,257,333　円

開会　午前１０時００分

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

○議長（宮内道則君）　皆さん、おはようございます。

ただいまから令和６年第３回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君から欠席届が出ております。

なお、楠原君から少し遅れる旨の連絡があっております。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第１　会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１０番　川尻君及び１１番　寺本修一君の２人を指名します。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第２　会期の決定について

○議長（宮内道則君）　日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から９月２０日までの１２日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から９月２０日までの１２日間に決定しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第３　諸報告

○議長（宮内道則君）　日程第３「諸報告」を行います。

議長諸般の報告、例月現金出納検査結果及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第４　町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君）　日程第４「町長の提案理由の説明」を求めます。

竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　おはようございます。

本日ここに、芦北町議会９月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、ありがとうございました。

さて、８月末の台風１０号は九州を直撃し、九州・四国、近畿地方に線状降水帯が発生す

るなど記録的な大雨によりまして、死者、行方不明者が発生する大きな被害となりました。亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、行方不明になられた方の一刻も早い安否確認を祈るものであります。

本町では、２８日１７時に警戒レベル４、避難指示を発令し、災害対策本部を設置するとともに避難所１４箇所の開設を行いました。降り始めからの総雨量は３００ミリ近くとなり、一部被害が見られたものの、幸い人的被害など大きな被害はありませんでした。今後も台風の発生、秋雨前線の活動などが予想されることから、継続して気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら対応に万全を期してまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、令和６年度芦北町一般会計補正予算の専決処分に係る承認１件、健全化判断比率及び芦北町の教育に関する評価結果に係る報告２件、また、令和５年度芦北町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る決算認定等９件、令和６年度芦北町一般会計及び特別会計並びに下水道会計に係る補正予算４件、条例制定等３件、財産の取得１件の合計２０件を提案しております。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君）　町長の説明が終わりました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第５　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて
令和６年度芦北町一般会計補正予算（第２号）

○議長（宮内道則君）　日程第５、承認第５号「専決処分の承認を求めることについて　令和６年度芦北町一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君）　承認第５号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

令和６年度芦北町一般会計補正予算（第２号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、７月１５日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ６，０３５万９，０００円を追加し、総額を１２８億４，５２５万７，０００円とするものでございます。また、第２条で地方債の補正を計上しています。

歳出からご説明申し上げます。予算書は９ページをお願いいたします。

款３民生費です。社会福祉総務費の５，６１９万１，０００円は、令和６年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち給付金未受給者に対する給付金５９４人分、並びに子育て世帯に加算給付する物価高騰重点支援給付金４５人分の５，６００万円と関連事務費です。

款１０災害復旧費です。農業用施設災害復旧費の１２６万7,０００円は、５月の豪雨により被災した農業用施設、ため池の測量設計事務委託料です。

公共土木施設災害復旧費の２９０万1,０００円は、７月の豪雨により被災した町道３箇所の測量設計業務委託料です。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書は８ページをお願いいたします。

款１４国庫支出金です。総務費国庫補助金の5,６１９万1,０００円は、令和６年度新規非課税及び均等割のみ課税世帯並びに子育て世帯加算給付に係る地方創生臨時交付金です。

款１８繰入金です。財政調整基金繰入金の６万8,０００円は、災害復旧費に充当するものです。

款２１町債です。災害復旧費の４１０万円は、農業用施設災害復旧債の１２０万円と、公共土木施設災害復旧債の２９０万円です。

予算書は４ページになります。

第２表地方債補正についてご説明申し上げます。農業用施設災害復旧事業債１２０万円を追加し、公共土木施設災害復旧事業債は２９０万円を増額し9,５１０万円に変更するものです。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。

なお、１０ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから承認第５号を採決します。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、承認第５号は承認することに決定しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第６　報告第５号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮内道則君）　日程第６、報告第５号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君）　報告第５号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告につい

て、ご説明申し上げます。

地方自治体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり付して、今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について、ご説明申し上げます。

資料の１ページをご覧ください。

はじめに、実質赤字比率です。実質赤字比率は一般会計及び町有温泉会計、奨学資金会計からなる普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、本町では赤字決算を計上していないため、数値として表れてまいりません。

次に、連結実質赤字比率は、水道会計を含む全会計を対象とした実質赤字比率を表すもので、本町では赤字決算ではございませんので、数値としては表れてまいりません。

資料の２ページをご覧ください。

実質公債費比率です。実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金等の比率です。なお、３か年の平均で求めるようになっており、令和５年度は昨年度から０．３ポイント増の４．９％となっております。

資料の３ページをご覧ください。

将来負担比率です。将来負担比率は、水道会計を除く一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対しどの程度あるかを表す比率です。充当可能な財源が負債の額を上回り、前年同様に数値は算定されませんでした。

以上、すべての指標が括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な状態にあると言えます。

続きまして、資料の４ページをご覧ください。

資金不足比率です。資金不足比率は、水道会計及び農集排会計、生排会計の公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを示すものですが、資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

引き続き健全財政を堅持しながら、各種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮内道則君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これで報告第５号を終わります。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第７　報告第６号　芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（宮内道則君）　日程第７、報告第６号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君）　報告第６号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について、ご説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会へ報告するとともに、公表することとなっております。

芦北町教育委員会におきましても、令和５年度分の報告書を作成いたしましたので、この度、議会へ報告するものでございます。この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、スポーツ・文化振興課におきまして、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の５項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配付しております報告書の１ページ、２ページに事業ごとの評価結果をまとめております。評価結果につきましては、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４段階で行っております。

全５４事業中、Ａ評価が３３事業で、全体の６１．１％、Ｂ評価が２１事業３８．９％、Ｃ及びＤの評価はございませんでした。

各事業の概要、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえた上での教育委員会の評価につきましては、３ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これで報告第６号を終わります。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第　８　認定第　１号　令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第　９　認定第　２号　令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１０　認定第　３号　令和５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１１　認定第　４号　令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１２　認定第　５号　令和５年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１３　認定第　６号　令和５年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１４　認定第　７号　令和５年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１５　認定第　８号　令和５年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１６　議案第６０号　令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宮内道則君）　日程第８、認定第１号「令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第１６、議案第６０号「令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託とする旨の答申があっておりますので、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題といたしました議案については、会議規則第３８条第２項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対する質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申があっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第１号から議案第６０号の審査については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第１７　議案第６１号　令和６年度芦北町一般会計補正予算（第３号）

○議長（宮内道則君）　日程第１７、議案第６１号「令和６年度芦北町一般会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君）　議案第６１号、令和６年度芦北町一般会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ１億４，２４８万６，０００円を追加し、総額を１２９億８，７７４万３，０００円とするものでございます。また、第２条で地方債の補正を計上しております。

歳出からご説明申し上げます。予算書は１０ページをお願いいたします。

款２総務費です。財産管理費の３３４万７，０００円は、民有地に張り出している支障木の剪定に係る委託料４７万６，０００円及び旧海浦小学校の資料室漏電対策等に係る工事費２８７万１，０００円です。

企画費の１８万４，０００円は、移住体験住宅の修繕料です。

防犯対策費の１１６万１，０００円は、防犯対策総合支援事業補助金の申請件数増加に伴うものです。

戸籍住民基本台帳費の３０５万８，０００円は、マイナンバーカード取得促進のための会計年度任用職員新規雇用に係る人件費及び職権により戸籍に記載する際に通知するためのシステム改修委託料１８７万円です。

款３民生費です。障害者福祉費の１，１４５万１，０００円は、認定手続の簡素化等に対応するためのシステム改修委託料１１０万円及び国庫負担金等精算償還金１，０３５万１，０００円です。

高齢者福祉費の１０４万２，０００円は、国庫負担金等精算償還金です。

予算書は１１ページになります。

児童福祉総務費の１，３１６万７，０００円は、町の子ども計画策定に係る委託料２１０万１，０００円と郵便料１１万円です。

子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正による補助単価増額に伴う延長保育事業補助金２１０万円、放課後児童健全育成事業補助金４４４万７，０００円、保育士の業務負担軽減のためのシステム導入に係る保育所等業務効率化推進事業補助金８２万５，０００円、放課後児童クラブ従事者の業務負担軽減のための業務支援システム導入に係る地域子ども・子育て支援事業におけるＩＣＴ化推進事業補助金１００万円及び国庫負担金等精算償還金２５８万４，０００円です。

児童措置費の２，３８６万５，０００円は、国庫負担金等精算償還金です。

款４衛生費です。保健衛生総務費の１８６万４，０００円と予防費の１７１万２，０００円及び健康増進事業費の８万１，０００円は、国庫負担金等精算償還金です。

生活排水事業対策費の１１６万５，０００円は下水道事業会計への繰出金です。

予算書は１２ページになります。

款５農林水産業費です。農業振興費の７４６万７，０００円は、コンバイン購入支援にかかる熊本土地利用型農業競争力強化支援事業補助金１７１万円と、農業用スマート機器等購入支援にかかる次世代型果樹モデル実証事業補助金４８５万８，０００円及び協定農用地面積の計画変更に伴う多面的機能支払交付金の増額分８９万９，０００円です。

畜産業費の２０１万８，０００円は、事業主体の飼料梱包機等の購入支援に係る耕畜連携体制緊急整備事業費補助金です。

中山間地域等直接支払事業費の７７万２，０００円は、協定農用地の変更に伴う支払交付金の増額分です。

豪雨災害対策費の５６７万９，０００円は、令和２年度強い農業担い手づくり総合支援交付金の一部取消に伴う国庫負担金等精算償還金です。

款７土木費です。河川改良費の１，２００万円は、災害復旧工事に係る隣接施工箇所の増加に伴う修繕料４００万円及び建設機械等借上料の８００万円です。

水防対策費の２５２万７，０００円は、芦北第２ポンプ場の機械修繕料です。

住宅建設費の２，１２３万円は、地中障害物撤去等による建設工事費の増額です。

予算書は１３ページになります。

款８消防費です。消防施設費の７５０万円は、鎌瀬地区の嵩上げ工事に伴う防火水槽設置工事費です。

災害対策費の３３万１，０００円は、防災行政無線更新に係る機器の工場検査に係る特別旅費です。

款９教育費です。項２小学校費の学校管理費の７７万２，０００円は、購入予定のスクールバスの車種の変更に伴う購入費の増額です。

項３中学校費の学校管理費の９万９，０００円は、会計年度任用職員の人事異動に伴うものです。

社会教育総務費の１，２４５万円と、コミュニティセンター総務費の１，２４５万円の減額は、職員の人事異動に伴うものです。

文化財費の９万２，０００円は、佐敷東の城跡調査の進展に伴う専門家招聘等に係るものす。

予算書は１４ページになります。

コミュニティセンター費の６万３，０００円は、会計年度任用職員の人事異動に伴うものです。

生涯学習センター費の３３万円は、上田浦生涯学習センターの施設修繕料です。

地域活性化センター費の１４７万４，０００円は、経年劣化に伴う空調機の修繕料です。

体育施設費の２９４万８，０００円と温泉プール運営費の２７２万５，０００円の減額は、職員の人事異動及び予算書１５ページの温泉プールのボイラー給湯器修繕料１４万７，０００円です。

款１０災害復旧費です。農地災害復旧費の１，７８１万２，０００円は、令和２年農地災害復旧事業に係る水路等の復旧要望増に伴う建設機械等借上料１，７３９万２，０００円及び令和６年７月の大雨被害に伴う小災害復旧事業費補助金４２万円です。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書は８ページをお願いいたします。

款１０地方交付税です。地方交付税の７，２３０万５，０００円は、普通交付税の額確定に伴うものです。

款１４国庫支出金です。総務費国庫補助金の３０５万８，０００円は、会計年度任用職員の新規雇用に充当する個人番号カード関連事務補助金１１８万８，０００円及び戸籍システム改修に充当するシステム整備費補助金１８７万円です。

民生費国庫補助金の３７９万８，０００円は、障害者福祉費のシステム改修に充当する補助金５５万円及び保育所等業務効率化推進事業に充当する保育対策総合支援事業費補助金７３万３，０００円等の子ども・子育て支援交付金です。

款１５県支出金です。総務費県補助金の８万３，０００円は、移住体験住宅修繕に充当する補助金です。

民生費県補助金の２３７万２，０００円は、放課後児童健全育成事業等補助金１３３万９，０００円、延長保育事業補助金７０万円、ＩＣＴ化推進事業補助金３３万３，０００円です。

農林水産業費県補助金の９８４万円は、中山間地域等直接支払事業費補助金５７万９，０００円、多目的機能支払交付金６７万５，０００円及び事業主体の機器購入支援に係る熊本土地利用型農業競争力強化支援事業補助金１７１万円、次世代型果樹園モデル実証事業補助金４８５万８，０００円、耕畜連携体制緊急整備事業費補助金２０１万８，０００円です。

予算書は９ページになります。

款１８繰入金です。介護保険事業特別会計繰入金の１５１万２，０００円は、介護保険事業特別会計からの精算償還に伴う繰入金です。

款２０諸収入です。延滞金の７９万９，０００円は、令和２年度強い農業担い手づくり総合支援交付金の返還金に伴う延滞金です。

雑入の１，８５０万７，０００円は、鎌瀬地区の防火水槽設置工事に充当する消防施設補償金７５０万円、令和２年度強い農業担い手づくり総合支援交付金の受益者からの返還金９７１万７，０００円及び令和４年度の中山間地域総合整備事業費の確定に伴う負担金の返還１２９万円です。

款２１町債です。総務債の６２８万８，０００円の減額は、臨時財政対策債の確定に伴うものです。

土木債の２，５２０万円は、河川整備に係る４００万円及び公営住宅整備に係る２，１２０万円です。

災害復旧債の１，１３０万円は、農地災害復旧に係るものです。

予算書は４ページになります。

第２表地方債補正についてご説明申し上げます。臨時財政対策債は６２８万８，０００円減額し１、５７１万２，０００円に、河川整備事業は４００万円増額し６，２５０万円に、公営住宅整備事業は２，１２０万円増額し４，７４０万円に、農地災害復旧事業は１，１３０万円増額し２，８８０万円に変更するものです。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。

なお、１６ページから１８ページに給与費明細書を、１９ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６１号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第１８　議案第６２号　令和６年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（宮内道則君）　日程第１８、議案第６２号「令和６年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　議案第６２号、令和６年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ２１１万７，０００円を追加し、総額を３０億３，４９２万６，０００円とするものでございます。

補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は７ページになります。

款７諸支出金です。償還金の２１１万７，０００円は、保険者努力支援交付金等の令和５年度の事業実績に伴います国庫負担金等の精算償還金でございます。

次に、歳入については、６ページになります。

款６繰越金です。２１１万７，０００円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６２号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第１９　認定第６３号　令和６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（宮内道則君）　日程第１９、議案第６３号「令和６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君）　議案第６３号、令和６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ９，３７２万１，０００円を追加し、総額を２５億４，８７２万１，０００円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は７ページになります。

款５諸支出金です。償還金の９，２２０万９，０００円は、介護給付費等の令和５年度の事業実績に伴います国庫負担金等の精算償還金でございます。

他会計繰出金の１５１万２，０００円は、介護保険第１号被保険者低所得者保険料軽減負担金等を令和５年度の事業実績により償還することとなったことに伴います一般会計への繰出金でございます。

次に、歳入につきましては、６ページになります。

款８繰越金です。９，３７２万１，０００円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６３号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第２０　議案第６４号　令和６年度芦北町下水道会計補正予算（第１号）

○議長（宮内道則君）　日程第２０、議案第６４号「令和６年度芦北町下水道事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君）　議案第６４号、令和６年度芦北町下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水事業予算の資本的収入及び支出予定額にそれぞれ４６０万円を追加し収入を8，６０４万4，０００円と定め、支出を8，６３５万8，０００円と定めるものです。

また、生活排水処理事業予算の収益的収入及び支出予算額にそれぞれ１１６万5，０００円を追加し収入を7，９２１万8，０００円と定め、支出を7，８７９万6，０００円と定めるものです。

それでは、農業集落排水事業の予算からご説明いたします。補正の内容について、予算書をもとに支出からご説明いたします。予算書は１ページ下段になります。

款１資本的支出です。建設改良費の４６０万円は、芦北地区２０号中継ポンプ配管修繕に係る工事請負費でございます。

次に、収入につきましては、同ページ中段になります。

款１資本的収入です。企業債の４６０万円は、今回の補正財源として起債するものでございます。

次に、予算書は２ページになります。

企業債補正についてご説明いたします。農業集落排水施設建設改良事業を1，６５０万円から４５０万円増額し2，１１０万円とするものです。利率や償還方法は表に記載のとおりです。

次に、生活排水処理事業予算の支出をご説明いたします。予算書は３ページ中段になります。

款１下水道事業費用です。営業費用の１１６万5，０００円は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費の予定額に１１６万5，０００円を追加し７０６万6、０００円とするものでございます。なお、給与費の内訳につきましては、１２ページの詳細のとおりでございます。

次に、収入につきましては、同ページ上段になります。

款１下水道事業収益です。営業外収益の１１６万5，０００円は、他会計補助金として一

般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。予算書５ページ以降が農業集落排水事業及び生活排水処理事業の明細書となっております。なお、明細書につきましては、今回の補正に係る箇所のみを記載しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６４号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第２１　議案第６５号　芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について

○議長（宮内道則君）　日程第２１、議案第６５号「芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について」を議題とします。

議案第６５号は、先の議会運営委員会で委員会付託とする旨の答申があっております。したがって、会議規則第３８条第２項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６５号は説明を省略することに決定しました。

これから議案第６５号に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申があっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第６５号の審査については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託すること

に決定しました。

常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において常任委員長から報告願います。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第２２　議案第６６号　芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君）　日程第２２、議案第６６号「芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　議案第６６号、芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い条例を改正するものです。

附則としまして、この条例は令和６年１２月２日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６６号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第２３　議案第６７号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（宮内道則君）　日程第２３、議案第６７号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　議案第６７号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の改正について、ご説明いたします。

今回の変更は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が発行されなくなるなどに伴い

規約の一部を改正するものです。

附則としまして、この規約は令和６年１２月２日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６７号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第２４　議案第６８号　財産の取得について

○議長（宮内道則君）　日程第２４、議案第６８号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　議案第６８号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、消防用積載車購入契約締結の承認に係るものです。

１　契約の目的　　消防用積載車購入

２　契約の方法　　指名競争入札

３　契約の金額　　１，０９９万７，８００円　なお、落札率は９７．４％でした。

４　契約の相手方　熊本市中央区帯山４丁目４５番１８号

株式会社ニッケカスタム光輝　代表取締役　渋谷　明子

財産取得の概要につきましては、芦北町消防団第５分団１部、第６分団１部の積載車２台を更新するものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。業者選定につきましては、県内業者において指名願を提出している消防用品販売業者９名を指名しました。入札は７月３０日に執行し、仮契約を同日に行っております。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６８号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

○議長（宮内道則君）　以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

散会　午前１０時４５分

芦 北 町 議 会 定 例 会 会 議 録

令和６年９月１０日（火）

令和６年度第３回芦北町議会定例会議事日程（第２号）

令和６年９月１０日
午前１０時　開会
於　議　場

１　議事日程

第１　一般質問

（散　会）

２　出席議員（１３名）

１番　百　田　翔　吾　君	２番　楠　原　清　照　君
３番　長　口　　隆　君	４番　林　田　燿　宏　君
５番　坂　本　　登　君	６番　寺　本　順　一　君
７番　白　坂　康　浩　君	８番　草　野　安　道　君
９番　宮　尾　秀　行　君	１０番　川　尻　成　美　君
１１番　寺　本　修　一　君	１３番　元　山　秀　志　君
１４番　宮　内　道　則　君	

３　欠席議員（１名）

１２番　岡　部　惠美子　君

４　説明のため出席した者の職氏名（１６名）

町　　長	竹　﨑　一　成　君	副　町　長	藤　崎　正　司　君
教　育　長	岩　田　繁　義　君	総　務　課　長	松　本　俊　造　君
企画財政課長	白　坂　達　也　君	税　務　課　長	佐　竹　貴　幸　君
住民生活課長	田　中　公　広　君	福　祉　課　長	池　田　康　浩　君
健康増進課長	田　代　　忍　君	農林水産課長	栫　　浩　之　君
商工観光課長	釜　　辰　信　君	建　設　課　長	鎌　倉　博　之　君
上下水道課長	平　田　秀　臣　君	教　育　課　長	宮　島　昭　典　君
ｽﾎﾟｰﾂ・文化振興課長	岡　田　謙　治　君	会計管理者兼会計室長	溝　俣　圭　一　君

５　職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局長	窪　田　和　彦　君	次長（主幹）	鎌　田　富士夫　君

令和６年第３回芦北町議会定例会一般質問通告表

質問順番	質問者	質問事項	質　問　の　要　旨	質問の相手
1	長口　隆	1　計石地区水田の基盤整備計画について	①　計石地区水田の基盤整備計画の進捗状況はどうなっているのか。 ②　基盤整備計画に併せて町道計石村中線を整備する考えはないか。	町長及び担当課長
		2　自伐型林業の進捗状況及びその活動の支援策について	①　自伐型林業の担い手確保に向けてどのような対策を行っているか。 ②　町有温泉加温補助燃料として、町産薪を活用した薪ボイラーを導入する考えはないか。	町長及び担当課長
		3　花岡西地区の浸水対策について	①　肥薩おれんじ鉄道及び国道３号より東側のコミュニティセンター付近は集中豪雨の際、排水路の狭小による浸水被害の不安があるが、その対策はどうなっているのか ②　水位測定器をコミュニティセンター前の水路に設置して、いち早く排水機場遊水池の水位を極力低位に保つ考えはないか。	町長及び担当課長
2	寺本順一	1　町長の熊本県町村会長就任について	①　昨年８月に町長が熊本県の町村会長に就任され、町民にとっても大変名誉なことである。就任されてからの所感等をお聞きしたい。	町長
		2　町長選出馬について	①　竹﨑町長には多選を憂慮する声、また続投を期待する声の両方あるが、次の町長選挙について、竹﨑町長はどのように考えておられるのか。	町長
3	楠原清照	1　マイナンバーカードの交付状況と国民健康保険証のマイナンバーカードへの移	①　現在マイナンバーカードの交付率は何パーセントか。 また、マイナンバーカード取得のメリットは何か。 ②　マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付の現状はどうなっているのか。	町長及び担当課長

		行等について	③　健康保険証については、本年１２月以降においてマイナンバーカードへ移行されると聞いているが、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みはどうなっているのか。 また、健康保険証登録方法及びマイナンバーカード移行に伴う個人情報対策はどのようになっているのか。 ④　健康保険証の廃止後、マイナンバーカードを持っていない人への対応及び移行についての広報はどのように考えているのか。	
		２　地域おこし協力隊の活動の現状と課題等について	①　地域おこし協力隊の制度概要及びこれまでの活動実績、活動状況等はどうなっているのか。 ②　各隊員の活動計画や目標の設定状況及び活動に対する評価基準や方法はどうなっているのか。 ③　隊員の相談体制はどうなっているのか。 ④　退任した隊員のうち定住者は何人いるのか。また、退任後の隊員に対する住居支援、生活支援、仕事のフォローアップなどの支援体制はどうなっているのか。 ⑤　地域おこし協力隊の今後の展開をどのように考えているのか。	町長及び担当課長
４	百田翔吾	１　小中学校における教育環境の充実について	①　田浦小学校の外壁改修の計画はどうなっているのか。 ②　全国的に異常な暑さが続く近年、本町の小中学校における熱中症対策は現在どうなっているのか。また、体育館に冷暖房空調設備を設置する考えはないのか。 ③　小中学校において、授業時間の確保や教職員の負担軽減等の観点から夏休み短縮の考えはないのか。	教育長及び教育課長

開会　午前１０時００分

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

○議長（宮内道則君）　おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

岡部君から欠席届が出ております。

本日の日程は議席に配付しております議事日程のとおりであります。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第１　一般質問

○議長（宮内道則君）　日程第１、一般質問を行います。

質問通告者は４人です。通告書は、お手元に配布しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて３０分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可いたしません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、長口君。

○３番（長口　隆君）　議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

令和２年７月豪雨災害発生から４年２か月が経過しまして、令和６年７月末では、復旧事業も約９０％の進捗状況にあることを、令和２年７月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会の８月２６日の現地調査の折、事務局より報告を受けました。

確かに、被害箇所の復旧は完了しつつありますが、街部では空き地が目立ち、寂しさを感じるようになりました。これはもう、「どやんかせんといかん」と思うのは、私を含めて多くの町民の皆さんの思いではないでしょうか。

街部が良くなるためには、町を取り巻く周囲経済の浮揚が必要であります。それらのことを実施することで、活気及び発展に繋がっていくのではないかと思います。

本日は、竹﨑町長が掲げておられます、令和２年７月豪雨災害からの創造的復興に繋がる要素もあると思い質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

私は、平成２６年３月、ＪＡを退職して以来、令和３年３月まで熊本県農業公社の嘱託職員として勤務しておりました。その間に、熊本県下市町村の農地集積に伴う不耕作地を含む基盤整備事業の視察研修の機会がありましたので、勉強させてもらいました。

宇城市では、果樹園の基盤整備事業の中で、支援策として市道を通し管理舎を建設して基盤整備支援を行い、多くの若い担い手確保ができておりました。また、近くにある水田不耕作地も基盤整備事業を継続して行うという説明を受けました。

このように、若い担い手確保には、基盤整備事業等に町の総力を積極的に打ち込み、作り上げて結果を出していくべきではないかと思います。計石地区水田は芦北町随一の日照時間があり、海岸に面しており冬季の低温被害の恐れもなく、栽培作物選択の幅も広く見込める

優良な農地であります。また、高速道路芦北インターから芦北海浜公園への観光道路の重要地点にも位置しております。面積の半分近くが不耕作地となっている現状は、町の宝を眠らせているとしか思えません。

このような状況を踏まえて、創造的復興事業の一つとして質問いたします。

主題１、計石地区水田の基盤整備計画について、①計石地区水田の基盤整備計画の進捗状況はどうなっているのか。②基盤整備計画に併せて町道計石村中線を整備する考えはないか。

次に、自伐型林業については、令和３年９月議会以来４回目の質問となりますが、よろしくお願いいたします。

農林水産課では、５月２６日に自伐型林業フォーラムを開催され、実際に取り組まれている事例発表などがあり、多くの参加者にとって大変有意義なフォーラムであったと思います。

今回の質問は、芦北町にある木材資源を町有温泉加温補助燃料として活用し、持続可能な町内産薪資源活用産業として構築することはできないかという思いからの質問、提案であります。中山間地域の担い手の生業の一助となることを信じ、質問いたします。

主題２、自伐型林業の進捗状況及びその活動の支援策について、①自伐型林業の担い手確保に向けてどのような対策を行っているのか、②町有温泉加温補助燃料として、町産薪を活用した薪ボイラーを導入する考えはないか。

次に、令和２年７月豪雨災害では、肥薩おれんじ鉄道、国道３号の東側、コミュニティセンター付近など、浸水被害を受けました。その対策について質問いたします。

主題３、花岡西地区の浸水被害対策について、①肥薩おれんじ鉄道及び国道３号より東側、コミュニティセンター付近は、集中豪雨の際、排水路の狭小による浸水被害の不安があるが、その対策はどうなっているのか、②水位測定器をコミュニティセンター前の水路に設置して、いち早く排水機場遊水池の水位を極力低位に保つ考えはないか。

以上で、登壇しての質問を終わります。再質問は質問席にて行います。

○議長（宮内道則君）　長口君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。

竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　おはようございます。

長口議員のご質問につきましては、いずれも重要な課題と認識しておりますけども、具体的な内容となっておりますので、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮内道則君）　栫農林水産課長。

○農林水産課長（栫　浩之君）　質問の主題１の①について、お答えします。

計石地区では、平成２７年度から県営事業として基盤整備の推進に取り組んでまいりました。事業計画では、費用対効果を得るために高収益作物の栽培が必要となることから、担い手としてＪＡあしきたが参入し、客土を伴う基盤整備と排水機場設置を整備内容として協議を行ってまいりました。

しかしながら、令和２年７月豪雨の影響で、地権者の農地嵩上げに対する浸水被害の不安

もあり、具体の事業化に向けた同意が得られない状況でございます。地元推進委員長不在であり、合意形成が相当厳しい状況にございます。今後については、あらゆる選択肢を排除しないことを前提に、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

続きまして、質問の主題２の①について、お答えいたします。自伐型林業による担い手確保対策として、町内外の方々に自伐型林業に興味・関心を持っていただけるよう、先ほど議員も言われました、５月末に自伐型林業フォーラムを開催し、現在はフォーラムを踏まえた自伐型林業に興味がある方１７名を対象に、座学・実地研修等を行っております。

また、令和６年７月１日から地域おこし協力隊を２名採用し、技術習得のための研修等を行っており、自伐型林業の担い手確保に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（宮内道則君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　質問の主題１の②について、お答えします。

町道計石村中線につきましては、幅員も狭く、緊急車両の通行にも支障をきたしている状況でありますので、基盤整備とは関係なく整備が必要と認識しています。令和５年度において道路改良に向けた測量調査業務を行っており、令和６年度は実施設計、令和７年度以降計画的に整備を実施する予定です。

次に、質問の主題３の①について、お答えします。

コミュニティセンター付近から芦北排水機場までの排水路については、平成２９年度に排水路の拡幅工事に向けた測量設計委託、令和３年度から令和４年度に一部排水路の拡幅工事に着手、また令和５年度には国道３号下の暗渠部分の測量委託業務を行っております。この暗渠の断面を拡幅することにより浸水被害を低減できるものと考えております。現在、工法や交通規制、地下埋設物の移設等、様々な課題解決に向けて、国土交通省と協議を重ねているところです。

次に、②の質問について、お答えします。

現在、排水機場横の調整池に水位計が設置してあり、一定の水位を超えた場合には自動運転にて排水を行っています。また、台風や大雨が予測される場合には、管理人が排水機場に待機し、必要に応じて水位を下げるため、手動運転にて排水機を作動させております。今後は、異常気象時の排水機場遊水池水位を低位に保つため、現在の水位計の設定を調整するなど、適正に管理するよう努めてまいります。以上です。

○議長（宮内道則君）　釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜　辰信君）　質問主題２の②について、お答えします。

本町には、大野温泉センターや御立岬温泉センターのような大規模施設と、湯浦温泉センターなどの小規模施設、合わせて５箇所の町有温泉があります。

まずは、薪ボイラーの燃焼能力をはじめ、導入に係る追加設備の初期投資費用、運用に係る安定的な薪の供給及び薪代、ボイラーへの薪の供給に係る人件費など、費用対効果を検討

する必要があります。

このようなことから、現時点において薪ボイラーの導入は考えておりませんが、今後、施設の更新などのタイミングで、検討できればと考えております。

○議長（宮内道則君）　長口君。

○３番（長口　隆君）　それでは再質問をいたします。

主題１の①について再質問をいたします。私も農業公社在職中は、計石公民館において、熊本県土地改良連合会職員の方など関係機関による説明会や農林水産課主催のプロジェクト会議など数回出席して、多少の経緯は知っております。職員の方々は、地権者全員の計画同意を取りつけることに大変なご苦労をされたと聞いております。事務当局の大変なご努力により、地権者全員の計画同意ができて、計画実施が進まない主な要因は、令和２年７月豪雨災害による周囲住宅の浸水被害があり、また、農地嵩上げによる浸水被害への不安があるようですが、整備計画では新たな排水機場設置が整備内容に含まれておりますので、地権者及び周囲住民への説明会を開き、誠心誠意、理解を深めていただく必要もあるのではないかと思います。ＪＡあしきたも、農業振興と担い手育成のために、受け手として参入することとなっております。

竹﨑町長は、昨年８月熊本県町村会長に就任され、熊本県土地改良連合会会長に就任されておられます。誠におめでとうございます。私は、芦北町の町政発展に大きくご貢献いただくことと確信しております。本日まで、まだ出馬表明はされておりませんが、来年１月の町長選挙では、出馬、再選していただき、令和２年７月豪雨災害からの創造的復興事業の象徴的な事業の一つとして、計石地区地元説明会にも臨んで、成し遂げていただきたいと思います。町長のお気持ちをお伺いします。

○議長（宮内道則君）　竹﨑町長

○町長（竹﨑一成君）　もともとご指摘の地区につきましては、広域農道を通すということがですね、先にありました。それで広域農道が通れば、併せて周辺のほ場整備もやっていくということで地元説明会もしたわけでありますが、地権者の方の少数の方でございましたけども、どうしても同意が取れませんで、また、地元にいらっしゃらない方もおりましたので、わざわざ現住地にも行きましてお願いしたわけでありますが、県と町とを挙げて取り組んだわけですが、とうとう同意をいただくことに至りませんでした。それで、ご存じ、今、鶴木山の方から広域農道は通ってるわけですが、もともと計石から通るということでございました。

その後、耕作放棄地等もございますし、効率的な農業生産ができるようにということで、県の方から構想が示されまして、県、農道とは関係なく、あそこへ造成整備していこうということであります。これももうあと半歩のところまで来てたわけでございますが、十分お詳しいと思いますが、どうしても同意が取れませんで、そのままになっていたわけでありますけれども、その後、水害が発生いたしまして、新たにあそこに嵩上げ、造成して農業団地を

作るということになると、災害リスクが増すのではないかという多くの地権者の方々のご懸念がございまして、今、頓挫をしておるところでありまして、２５年ぶりに食料農業農村基本法が改正されまして、自給率の向上に、この取り組んでいくんだというですね、新たな時代に入ったわけでありますが、誠に遺憾なことでありますが、同意が得られないという状況にございました。その結果ですね、また今後、関係機関と協議してまいりますが、あらゆる選択肢と課長が申し上げましたが、中止も含めてですね、検討しなければどうにも太刀打ちできない状況にあるということだけをですね、申し上げておきたいと思います。

あそこはしかし、大事な農地であることは、いささかも私は思いは変わっておりません。

○議長（宮内道則君）　はい。長口君。

○３番（長口　隆君）　ありがとうございます。

しかしながら、竹﨑町長でなければできないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

１の②についてですが、町道計石村中線は整備計画中との答弁がありました。ありがとうございます。なぜ町道整備の質問を行ったかと言いますと、将来基盤整備がなされますと、優良な農地が誕生し様々な作物の栽培が可能となります。なかには観光農園などの選択も出てくると思いましたので、周辺道路の整備が不可欠と思い質問をいたしました。整備促進をよろしくお願いいたします。

次に、主題２の①について質問いたします。

様々な支援策に取り組まれていることは理解できました。今後も継続した支援の取組をよろしくお願いいたします。

ところで、自伐型林業をされている方や、新規に参入される方を含めた協議会などは作っておられますか。

○議長（宮内道則君）　栫農林水産課長。

○農林水産課長（栫　浩之君）　協議会についてのご質問でございます。現在は協議会等はございませんけれども、今後は自伐林家の方、研修会参加者の方、それから協力隊の卒業生の方など新たな担い手、山林に関わる方々を構成員とする組織が必要であるというふうに考えておりますので、検討してまいりたいと思っております。

○議長（宮内道則君）　長口君。

○３番（長口　隆君）　将来、活動の核となる有機的な組織づくりを推し進めていただくようお願いいたします。

次に②について、町有温泉加温燃料として、年間どれだけの化石燃料を使用しているのか、その金額はどれだけなのか、お尋ねいたします。また、燃料高騰前と現在ではどれくらいの差額があるのかお尋ねします。

○商工観光課長（釜　辰信君）　ご質問にお答えします。

町有温泉の加温燃料は各施設で異なり、重油及び灯油となっております。令和５年度の実

績で言いますと、重油の使用量がヘルシーパーク、計石温泉センターの２施設の合計で１５万４，６００リットルです。金額は１，８９０万７，２４０円となっております。また、灯油を使用している湯浦温泉センター、御立岬温泉センター、大野温泉センターの３施設の合計で２５万８，０２５リットル、金額は２，５２９万９，３５１円となっております。

次に、燃料価格高騰前と現在とでの差額についてですが、近年、新型コロナウイルスや令和２年７月豪雨災害等により施設の稼働が通常ではありませんでしたので、コロナ禍前の令和元年度と令和５年度を比較しますと、重油につきましては、１リットル当たりの単価が令和元年度は９１円、令和５年度が１２２．３円となっており、およそ３１．３円の高騰となっております。また、灯油につきましては、１リットル当たり令和元年度が７４．１円、令和５年度が９８円で、２３．９円の高騰となっております。

加温に係る燃料費の比較については、令和５年度の燃料の使用料で比較しますと、重油が４８３万８，６４０円、灯油が６１７万９，６９８円の増となっております。

○議長（宮内道則君）　長口君。

○３番（長口　隆君）　釜課長の答弁によりますと、町有温泉５箇所で、令和５年度は灯油、重油合計で年間４１２キロリットル、４，４２０万６，０００円の化石燃料を使用して、令和元年度に比較して、単価も３０％以上値上がりをしております。相当な金額であると思います。歳出に対する歳入不足分については、一般会計からの繰入金として補填しておりますので、今後化石燃料が値上がりをした場合は、ますます一般会計からの繰入金が増大することとなります。

その節約の方法として、町内産薪を活用した薪ボイラーを補助加温燃料として導入されることを提案しております。薪１キログラムは約４，８００キロカロリー、重油１リットルは約９，０００キロカロリーの発熱量があります。重油１リットルと同等の熱量には薪２キログラムが必要となります。薪の比重を０．５とすると、重油１キロリットルと同等の熱量を出すには薪４立米、２トンが必要となります。

先ほど、釜課長の説明によりますと、重油１キロリットルの価格は１２万２，３００円であり、これを同等の薪の価格で算出しますと、薪１立米当たり価格は３万円に相当します。現在、木材価格は、用材でも１立米当たり２万円以下の価格で取引されておりますので、端材や２級材を活用した場合は、より低価格で調達ができると思います。化石燃料に比べて薪使用には数々の手間がかかると思いますが、町内産薪資源を活用した取組となりますので、農林水産課とも協議され、将来の導入を検討されることを提案いたします。

○議長（宮内道則君）　釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜　辰信君）　ありがとうございます。まずは、安定的な薪の供給体制、調達先などの組織の体制を整えるのが先だと考えておりますので、然るべきタイミングで将来的な検討を行ってまいります。

○議長（宮内道則君）　長口君。

○３番（長口　隆君）　ありがとうございます。

様々な可能性の検討をお願いいたします。

次に、主題３の①については、現在国土交通省と暗渠断面の拡幅工法等の協議を重ねているとの答弁がありました。様々な課題があるかと思いますが、なるべく早く解決できるようよろしくお願いいたします。また、集中豪雨の際、暗渠の流水量を多くするためには、排水先である遊水池側との高低差があるほど多く流れますので、答弁にありましたように水位を可能な限り低位に保つよう、排水機の稼働をよろしくお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（宮内道則君）　長口君の質問が終わりました。

次に、寺本順一君。

○６番（寺本順一君）　皆さん、おはようございます。まだまだ暑い日が続いております。

早いもので、未曾有の大災害から４年２か月が過ぎました。国、県をはじめ、多くの方々のご支援により順調に復旧・復興が進んでおります。発災当時、町長は、庁舎に寝泊まりして陣頭指揮をとられ、１日でも早い復旧・復興に頑張ってこられました。その熱意が早い復旧・復興に繋がったものと思っております。

質問事項の１番について、質問します。

昨年８月に、竹﨑町長は、熊本県の第９代町村会長に就任されました。町民にとっても大変名誉なことであります。就任されてからの所感についてお聞きいたします。

質問事項の２、次の町長選出馬について、お尋ねをいたします。

９月３日の熊本日日新聞によりますと、芦北町長選挙は、来年の１月１９日に投開票日が決定いたしましたが、まだ誰も立候補を表明した者はいないという記事でございました。竹﨑町長には、多選を憂慮する声、また、続投を期待する声の両方があるが、次の町長選挙について、竹﨑町長はどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

以上をもって、第１回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（宮内道則君）　寺本順一君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。

竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　寺本順一議員のご質問について、お答えいたします。

まず、①でございます。熊本県町村会長就任の件でございます。

昨年８月４日の熊本県町村会臨時総会におきまして第９代町村会長に推挙され、就任してから１年有余が経ちました。前会長の突然のご勇退に伴うものでありまして、まさしく青天の霹靂であり、夢想だにしなかったことでありました。就任に合わせ約５０件の他の組織・団体の代表をはじめ多くの役職に就くこととなりました。これまでの芦北町を専らとする振興、浮揚を期する活動・取組に加え、県全体の均衡ある発展を図っていく立場になりました。

また、全国知事会をはじめとする地方６団体の一つであります、全国町村会の構成員として、国政により近い距離から地方の声を届けることができるようになり、その重且つ大なるものを日々感じておるところであります。まだ町村会長としては、緒についたばかりであり

ます。県土の５０％をわずか２０％足らずの人口で守っている町村のために、今後一層研鑽を積んでいかなければいけないと思っております。

続きまして、ご質問②、町長選出馬についてのお尋ねでございます。

私は平成１７年、田浦町、芦北町との合併時、新町長として就任以来、たゆたうことなく、一貫して「すべては次代を担う子どもたちのために」を政策の根本に据え、各種事業を展開してまいりました。この半世紀、国は地方の時代、ふるさと創生、地方創生と政策看板を変えながら、高速交通体系をはじめとするインフラ整備、災害から生命・財産、生活を守る国土強靱化などを進めてきましたが、一方では、依然として東京など首都圏への一極集中、地方の疲弊、衰退は変わらず、いろんな面での都市と地方の格差は広がるばかりであります。少子化による人口減少で、先の５月、消滅可能性自治体が出てくるという日本創成会議からの愚論が発表され、いかにもその原因が地方にあるかのごとき論調はまさに噴飯ものでありました。一体全体、このような日本にしたのは誰かと問われたときに、答えは１つであります。このような国家存立を危うくする問題に直接真剣に向き合ってこなかった国の責任そのものであります。我が国には、天下国家を考え、世界の中の日本の揺るぎ無き立ち位置をしっかりと考えていく、真のリーダーがいなくなったのであると、憂慮するのは私１人ではないと思っております。

そのような中、幸いにして地方にはまだまだ健全な精神・文化が残され、息づいているとの信念から、我が町は、我が故郷はいかにあるべきかを常に慮ってきました。これまで町が実施してきた具体的政策と成果については、議会はじめ町民の皆様、周知のとおりであります。国がやらなければ町がやるという気概で今日までやってまいりました。

令和２年７月豪雨からの復旧率も９０％を超えました。これからは本格的復興に向けた新しいまちづくり、いわゆる創造的復興に取り組むエンジン始動、全開のフェーズに入っていきます。国家安全保障、食料安全保障、自然災害危機管理等と合わせ、同時並行して地方の危機がこれまでになく叫ばれる今日、これらを考える中で寺本順一議員のただいまの質問を大変重く受けとめ、捨て身の覚悟と決意を持ってこの困難な時局に臨んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮内道則君）　寺本君。

○６番（寺本順一君）　竹﨑町長は、熊本県のトップリーダーになられました。豊かな知識と経験、さらにはそういったものを高く評価されての熊本県の会長でございます。

昭和、平成の人間学の指導者であられました安岡正篤先生は、リーダー像について７つ挙げておられます。まず１つ、「その地位には淡々落々として敬虔で私心なく、自信と温容を包み、慈愛と信頼を秘めて、侵しがたい威厳を備えながら、どこかユーモアがあり、そして一抹の寂しさを含んでいる者」、このように表現されておられます。これを全部備えたリーダーというのはおそらくいないだろうと思います。この言葉に一歩でも二歩でも、表現に近くなるように、ひとつ頑張っていただきたいと思います。

今、我が国は少子化による人口減少問題をはじめ、地球温暖化による自然災害の発生、政治とカネなどの多くの問題が山積しております。「混迷の時代は歴史に学べ」という格言がございます。これまでの歴史を紐解き、町長として、また熊本県の第９代町村会長として健康に十分注意され、多くの県民の幸せのため、今後頑張っていただきたいと思っておるところでございます。最後に何か、町長、ございましたら、一言お願いいたします。

○議長（宮内道則君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　天下のご意見番と言われました安岡正篤先生のお話はここで出ると思いませんでしたが、戦後派の我々が知るのみとなったのではなかろうかなと思っておりますが、かてて加えて申し上げますと、安岡先生は、吉田茂元首相はじめとする歴代、池田勇人或いは大平正芳、福田赳夫先生、はじめとする首相が師と仰いだ方でありまして、まさに冒頭申しました天下国家の指針を示してこられた方と我々は理解しておりまして、６０年来の朋友であります寺本順一議員、従来からのお付き合いをさしておりまして、途中、意見が非常に活発になる時期もございましたけども、ただいまはありがたいですね、言葉をいただきました。安岡先生を私淑するものとして、やはり同じ思いがあったんだなと、今つくづく思うところであります。今後もやはり故人が残した様々なですね、実績或いは我々の心に占める、心を打つ、いろんな言葉は残されておりますが、まさにその歴史に学びながら進んでまいりたいと思います。

安岡先生も学ばれた論語でございますけども、「論語の政をなす」という一説に、「政は徳を持ってなす」というくだりがございますが、私は議員の時代から、もう、この孔子の「政をなす」という篇をですね、ずっといまだ熟読しておりまして、自らを高めるために相努めておるところでございますけども、まさに政治というものは、そこに住んでる方々がどんなところにいようと、どんな立場であろうとも、広く、その行政というサービスを提供していくこと、これがもう根本であるというふうに思っております。そして政治家というものは、これはですね、短ければ良いという人もおりますし、長ければそれはそれでまた良いという意見もございますが、そういう時の刻みで測るのではなくって、物事に対する信念、熱情、そして健康、そういうものがですね、総合的に備わってこそ、私は政治道、政治の道というものが確立されていくものと思っております。

ただいまの寺本順一議員のことも、胸にですね、しっかりと真摯に向き合って、今後態度決定をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君）　はい、寺本君。

○６番（寺本順一君）　最後にすばらしいお話をしていただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮内道則君）　寺本順一君の質問が終わりました。

ここで休憩をしばらくいたします。１１時から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

休憩　午前１０時４５分

再開　午前１１時００分

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

○議長（宮内道則君）　それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、楠原君、

○２番（楠原清照君）　おはようございます。楠原でございます。

芦北町議会会議規則第６０条第１項の規定に基づき、議長の許可のもと、質問をさせていただきます。

まずもって、先ほどの寺本議員からの一般質問に対し、町長はですね、これからの創造的復興に取り組んでいくんだという決意をですね、表明されましたが、私の認識でこれは町長選出馬の表明のご英断かと思っておるわけでございます。厳しい課題も多くてですね、なかなか大変でございましょうけれども、かくなる上は、全町民の幸せの実現、町の再生、町政発展のため、かてて加えて熊本県全町村の明るい未来を切り開くため、そして木村知事を支えるため、ご覚悟を持って望まれんことをですね、壇上から大変ご無礼でございますけれども、ここにエールを込めましてお願いをしておきたいと思います。

さて、本日は、まずマイナンバーカード関連の質問から入らせていただきたいと思います。

マイナンバーカード、つまり個人番号カードでございますが、これは私ももうすでに取得しておりまして、確定申告や医療機関の受診などで活用させていただいております。マイナンバーカードを利用する確定申告は国税電子申告納税システムと申しまして、通称ｅ－Ｔａｘと呼ばれておりますが、私は過去３回、これを使ってですね、自分で申告させていただきました。年金ですね、あと議員報酬の源泉徴収票などの必要書類を事前に準備しておきまして、自宅の一室にこもり、このスマホ片手にですね、やるわけでございますが、１回目はさすがに何時間もかかって冷や汗もんでしたけれども、２回目、３回目になればだんだん慣れてきて、今年はですね、自宅にいながら１時間程度で申告することができたわけでございます。慣れれば非常に便利だと思います。それに１月から申告できますから、還付申告の場合は早めに振り込まれる利点もあるわけでございます

所得税確定申告のＰＲとなってしまいましたけれども、そもそもこのマイナンバーカードがなぜ導入されたのかと申しますと、税や社会保障の手続において一元的な管理や情報共有ができず効率の悪さや不正が問題になっていた、そのような背景があったわけでございます。また、行政手続のデジタル化を推進し、国民に対してより効率的なサービスを提供するという、一応、建前としてはそういう目的があったわけでございます。経緯を調べてみますと、２０１３年（平成２５年）にマイナンバー制度を規定する番号法、すなわち「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立、２年後の２０１５年（平成２７年）、住民票を持つすべての国民に対して１２桁の個人番号が通知されておりま

す。これがすなわちマイナンバーということです。翌２０１６年（平成２８年）１月、マイナンバーカードの交付が開始され、現在に至っております。

このマイナンバーカードを所管する省庁はデジタル庁でありますが、マイナンバー制度につきましては５つの省庁が関与しております。その役割は、デジタル庁においてはマイナンバーカードの全体的な運用やデジタル化に関する戦略の立案と推進、総務省においては住民基本台帳に基づくマイナンバーの管理や地方自治体との連携、内閣府においてはマイナンバー制度の政策の統括、厚生労働省においては社会保障分野でのマイナンバーの活用、国税庁においては税務分野でのマイナンバーの活用となっておるようでございます。

このように、国を挙げてその普及推進とその活用に努められておりますが、マイナンバーカード所管のデジタル庁の大臣は、今般の自民党総裁選にも立候補を表明しておる、あの河野太郎氏でありまして、その推進の手法が急ぎすぎではという批判的な声も一部あるところであります。

私はいろいろなご意見がございますが、世界的なデジタル社会への移行の急速な進行がその背景にある以上、デジタル化の一環であるマイナンバーカードの全国民への普及は時代の大きな流れとなっており、これに抗うことはできないのではないかと思っているところです。

しかしながら、そこは民主主義国家でありますので、不安を抱いてる国民もいらっしゃるわけですから、できるだけ多くの国民に対し説明を尽くし、理解していただく中で推進せねばならないと思うものであります。この１２月には健康保険証が廃止されマイナンバーカードへ移行されるわけでございまして、我が町でも町民の理解を得ていくことは極めて重要ではないかとの観点から、以下の質問をさせていただきます。

通告書１、マイナンバーカードの交付状況と国民健康保険証のマイナンバーカードへの移行等について質問します。①現在マイナンバーカードの交付率は何％か。また、マイナンバーカード取得のメリットは何か。②マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付の現状はどうなっているのか。③健康保険証については、本年１２月以降においてマイナンバーカードへ移行されると聞いているが、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みはどうなっているのか、また、健康保険証登録方法及びマイナンバーカード移行に伴う個人情報対策はどのようになっているのか。④健康保険証の廃止後、マイナンバーカードを持っていない人への対応及び移行についての広報はどのように考えているのか。この４点について質問をさせていただきます。

次の質問に移ります。地域おこし協力隊の活動につきましては、２年前の２０２２年、令和４年８月２４日の議会総務厚生常任委員会において、「地域活性化目的の地域おこし協力隊事業について」と題し、所管する企画財政課より資料も添えて詳しい説明を受けておりまして、当時私たち委員も、有意義な事業だからどんどんやってくださいと激励し、後押ししたことを覚えております。またその時、よその自治体の事例として、県内の高森町の取組で、２７名の協力隊全員が劇団員として活動していると聞いてびっくりした記憶がございます。

この善し悪しは別といたしまして、意外とといいますか、極めて柔軟で自由度の高い、財政的にもしっかりとした支援措置がなされている制度であるという印象を持ったわけでございますが、その分、各自治体の活用如何が問われることにもなるのでありまして、知恵の見せどころではないかと思っております。後のご答弁でもあるかもしれませんけれども、地域おこし協力隊の目的は、簡単に申しますと、過疎化や高齢化などの問題に直面している地域に都市部から人材を招いて、地域活性化を促進することであるとされております。そして隊員として活動した後は、その地域に定住し、引き続き地域の担い手として活動してもらうことが期待されているわけです。つまり、有り体に言えば、有能な外部の人材に来ていただき、その能力を町のために頑張ってもらおうということだと思うんです。これは基本的に国の制度でありまして、過疎などに悩む全国の自治体が取り組んでいるわけでございますが、人材獲得競争の様相を呈しているようでもございます。

先般の熊本県知事選挙では、地元出身の幸山さんが敗れ、東京渋谷出身の木村さんが知事になられましたけれども、個人的な考えではございますけど、これは能力を買われた結果だったと思うわけです。人情的には幸山さんでも、今後の厳しい内外環境における県政の運営と熊本の発展を考えるとき、シビアに総合的な能力で勝る木村さんが選ばれたのではないかと思っております。いずれにしましても、今後の地方活性化のキーワードは、まさに外の血を入れるということではないかと思っております。外の元気な若い血を入れて、地域を掻き回すことで、淀みが解消され活性化するのではないかと思います。そのような意味で、地域おこし協力隊の活動は極めて重要であり、今後も活用していかねばならない事業ではないかと考えるものです。

そのような観点から、以下、通告書２、地域おこし協力隊の活動の現状と課題等について質問いたします。①地域おこし協力隊の制度概要及びこれまでの活動実績、活動状況等はどうなっているのか。②各隊員の活動計画や目標の設定状況及び活動に関する評価基準や方法はどうなっているのか。③隊員の相談体制はどうなっているのか。④退任した隊員のうち定住者は何人いるのか、また、退任後の隊員に対する住居支援、生活支援、仕事のフォローアップなどの支援体制はどうなっているのか。⑤地域おこし協力隊の今後の展開をどのように考えているのか、この５点についてお尋ねしたいと思います。

以上、通告書１と２の質問に対し、ご答弁をお願いいたします。

これで壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君）　楠原君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。

竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　楠原議員の質問の主題２について、お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、地域課題の解決や移住・定住の促進など地方創生の推進にも有用であり、これまで２０名の隊員を採用しそれぞれの分野で活躍いただいております。全国の自治体でも地域おこし協力隊の採用は活発化しておりまして、総務省においても

令和８年度までに１万人に増やす目標を掲げるなど、今後も協力隊の活動は拡大するものと理解しております。本町におきましても、これまで以上に採用の拡大を目指すとともに、活動終了後の着実な定住に向け、支援策等の充実を図ってまいります。

なお、残余の質問につきましては、担当課長から具体的に答弁をさせます。

○議長（宮内道則君）　田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　質問の主題１の①のご質問について、お答えいたします。

令和６年７月３１日時点で本町の交付率は８３，５％となっており、県平均の８２．７％を超える交付率となっております。

また、マイナンバーカード取得のメリットの主なものとして、コンビニで住民票の写しなどの証明書の取得や健康保険証としての利用などがございます。他にも、マイナポータルと連携することで、税金の申告や役所に行かずに転出届の提出など各種行政手続が可能でございます。また、運転免許証等をお持ちでない方につきましては、顔写真付きのご自身の証明書として使用することができます。

次に、②のご質問について、お答えいたします。

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付につきましては、令和５年１０月２日から始めております。コンビニで取得できる帳票は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得課税証明書、所得証明書の５種類の帳票が対象となっております。７月末までにコンビニで取得された帳票につきましては、コンビニ交付開始から住民票の写しが３４３件、住民票記載事項証明書４０件、印鑑登録証明書２６５件、所得課税証明書２５件、所得証明書２３件の合計６９６件の交付となっております。交付の件数は徐々に増加をしている状況でございます。

次に、③のご質問について、お答えいたします。

マイナンバー法等の一部改正法により、現行の健康保険証の発行につきましては令和６年１２月２日より終了し、マイナンバーカード保険証を基本とする仕組みに移行することが決まっております。利用につきましては、マイナンバーカードに現在お使いの健康保険証を登録し、医療機関や薬局など窓口で健康保険証として使用することができます。健康保険証のマイナンバーカードへの登録につきましては、ご自身でマイナポータルから登録することができます。また、医療機関や薬局の顔認証付きのカードリーダーで登録が可能でございます。その他、役場住民生活課の窓口でも登録のお手伝いをしております。

マイナンバーカードの個人情報の対策につきましては、カードの申請時や交付時、また健康保険証のマイナンバーカードへの移行時に、暗証番号を含め個人情報の取り扱いには細心の注意を払っているところでございます。

次に、④のご質問について、お答えいたします。

令和６年１２月２日以降、マイナンバーカード保険証が基本となり新たな健康保険証の発行はできなくなりますが、紛失などで健康保険証がなくなった場合など、１２月２日以降は

健康保険証ではなく、資格確認書を発行いたします。なお、資格確認書は現行の健康保険証と同様の情報が記載されており、医療機関や薬局をこれまでどおり受診することができます。マイナンバーカード保険証につきましては、現在登録いただいていない方に健康保険証を登録していただくことが重要であると考えておりますので、今年度、国保の健康保険証をお送りした際、お知らせの通知を同封したり、後期高齢者医療連合会から直接、被保険者の方々にマイナンバーカードの健康保険証利用について通知が行われているところでございます。さらに、広報あしきた８月号にマイナンバーカード保険証の広報も掲載をしております。以上でございます。

○議長（宮内道則君）　白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君）　質問の主題２の①について、お答えします。

地域おこし協力隊制度は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながらその地域への定住・定着を図る取組です。平成２１年度から開始され、隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は１年ごとに更新し最大３年まで活動できます。活動実績及び活動状況等につきましては、平成２９年度に１人目の地域おこし協力隊を任用して以来、これまでに２０人を任用しております。活動内容は、集落サポートや特産品開発コーディネーター、オリーブによる農業と観光の産業創出、地域ＤＸ推進、自伐型林業及び有害鳥獣対策促進などとなっています。

次に、質問の主題２の②について、お答えします。

活動計画や目標設定については、募集内容によって違ってまいります。募集要項に示した町の課題に即し、ミッションをもとに担当課や関係部署と協議し、計画を立てております。活動を行いながら計画や目標設定も変わっていくこともあります。隊員の身分は会計年度任用職員となっております。評価については、１年間の活動実績をもとに、他の会計年度任用職員と同様に、実行力や責任感、積極性、協調性など７分野において評価を行っています。

次に、質問の主題２の③について、お答えします。

隊員は、毎月活動報告書を提出し、現在の活動状況や課題、今後の事業の進め方など担当課と情報を共有し、事業を推進しやすいようサポートをしております。また、業務外の日常生活についても、困っていることはないか相談しやすいようサポート体制をとっております。

次に、質問の主題２の④について、お答えします。

退任した１１人のうち６人が芦北町に定住しています。退任後の支援につきましては、隊員が任期終了後、企業や事業継承する場合には備品や土地、建物の借上料などの経費に対し上限１００万円の支援制度を設けています。現在までに３人が活用しています。また、任期期間中から本人の希望の職に就けるよう、町内の就職先のマッチングを行っています。

次に、質問の主題２の⑤について、お答えします。

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、地域おこし協力隊は、地域の課題解決や地

域おこしに貢献し、任期後の定住に繋がっていることから、引き続き積極的に活用していきたいと考えています。また、任期を終えた隊員に対しましては、定住促進に向け家賃補助などの支援を検討しているところです。以上です。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　ご答弁ありがとうございました。

まずは、通告書の１につきまして再質問をさせていただきます。

住民生活課長にお尋ねいたします。本町におけるマイナンバーカードの交付率は、先ほど８３．５％というご答弁でしたけれども、この交付率は、県内自治体と比較した場合どのようなレベルにあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君）　田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　ただいまの質問について、お答えいたします。

先ほどお伝えしましたとおり、県内自治体の交付率は平均が８２．７％で、芦北町は８３．５％でございますので、平均を少し上回っている状況ということでございます。県内４５市町村で１９番目の交付率となっております。なお、交付率が高い自治体が球磨郡多良木町で９５．１％、一番低い自治体は阿蘇郡西原村で７４．５％となっているところでございます。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　ありがとうございます。

次にですね、マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付はですね、令和５年１０月２日から開始しているとのご答弁でございましたけれども、一応、このコンビニ交付につきましては町内だけのコンビニなのか、それとも全国のコンビニで対応しているのか、一応確認だけさせてください。ご答弁お願いします。

○議長（宮内道則君）　田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　ただいまの質問について、お答えいたします。

町内のコンビニに限らず、全国どの都道府県の主要コンビニで各帳票の取得が可能でございます。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　ありがとうございます。

コンビニはですね、全国に約５万６、０００店あると言われております。それが活用できるというのはですね、大きなメリットではないかと思うわけです。

ところで、この住民票等の交付につきましては、コンビニ交付以外にですね、従来から役場本庁及び田浦支所の２箇所に住民票等の自動交付機ですね、これが据えつけられておりますけれども、この対応はどうなるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君）　田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　ただいまの質問について、お答えいたします。

役場本庁及び田浦支所に、住民票の写しと印鑑登録証明書の２種類の帳票が発行できる自

動交付機が設置してございます。利用時間は、平日が午前７時から午後８時まで、土曜と日曜日が午前８時４５分から午後５時までとなっております。証明書等のコンビニ交付につきましては取得できる帳票も５種類ございますし、利用時間も土日に関係なく午前６時３０分から午後１１時まで利用が可能でございます。交付可能な帳票の種類も多く、交付できる時間も長くなっておりますので、マイナンバーカードを使用したコンビニ交付をぜひご利用いただきたいというふうに考えております。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　ありがとうございます。

そこのところはですね、今後しっかり周知をですね、していただきたいと思うわけでございます。次に健康保険証のマイナンバーカード移行に伴う個人の費用負担あたりはどうなっていますか。

○議長（宮内道則君）　田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　ただいまの質問について、お答えいたします。

健康保険証のマイナンバーカード移行に伴いますマイナンバーカードへの登録や医療機関等での使用に関しましては、個人の費用負担はございません。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　これも一応、確認の意味でですね、質問させていただいたわけでございますけど、負担はないということで了解させていただきました。

質問１の最後の質問となりますけれども、マイナンバーカードの健康保険証の利用や住民票等のコンビニ交付など、その機能がですね、どんどん一応充実されているという現実に鑑みてですね、マイナンバーカードの交付率をさらに上げる、つまり１００％に限りなく近づける必要もあるかとは思いますけれども、どのように考えていますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君）　田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君）　ただいまの質問について、お答えいたします。

マイナンバーカードの健康保険証としましての利用や住民票写し等のコンビニ交付につきましては、マイナンバーカードの取得が大前提となってまいります。今後も広報等をしっかり行っていきますとともに、９月から１１月にかけましては、日曜日や夜間に申請窓口を開設するなど、マイナンバーカードの申請がスムーズに行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、健康保険証のマイナンバーカードの登録率を上げることもとても重要であると考えておりますので、登録につきましても窓口で同時に対応できるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　詳しいご答弁ありがとうございました。

この質問１をまとめてみたいと思います。

本年９月２日付、熊日新聞３面に記事が掲載されております。見出しはですね、「健康保険証廃止まで３カ月　マイナ利用率　続く低迷」とありました。当然ここで言うところのマイナ利用率の低迷とはですね、このマイナ健康保険証の利用率が現在低いということでありまして、７月時点での全国の利用率はですね、１１．３％にとどまっていると伝えております。低迷の原因は、マイナンバーをめぐる情報の紐付け誤りでですね、国民不信が広まっていることなどが一因というものでした。要するに、このような現状において、本年１２月に円滑に移行できるのか、混乱は生じないのか、少し強引ではないかと指摘されているわけでございます。新聞記事にも、ある程度移行に伴う概要は記されていましたが、私は本日のご答弁、非常に重要ですので、ここで改めて要約させていただきますと、本町のマイナンバーカード交付率は、７月末時点で８３．５％であること、メリットとしては、全国のコンビニで住民票の写しなどの証明書の取得ができること、健康保険証として利用できること、税金の申告ができること、転出の届ができることでした。

また健康保険証の発行は、本年１２月２日に終了し、マイナンバーカード保険証、すなわちマイナ保険証に移行すること、マイナンバーカードへの保険証登録は各自がスマホなどからマイナポータルを通じて行うこと、また役場住民生活課でも対応していること、一方マイナンバーカードを持っていない人に対しては、資格確認書を発行することで医療サービスが引き続き受けられることなどがわかりました。

しかし、この移行日につきましては、自民党総裁選の中でその延長論が再燃しているというニュースをつい先日知りました。担当行政部局といたしましてはですね、ここまで来ての延長論は迷惑な話なんでしょうけれども、ともあれ移行につきましては、被保険者に混乱が生じないよう、いろいろ対策は講じてあるということは理解させていただきました。

今後も様々な課題はありましょうが、これをクリアして、そのシステムの信頼性を国や地方自治体が一丸となって高めていかなければならないと思います。そして良くも悪くも、このマイナンバーカードの活用範囲は、今後も拡大していくと思われます。次に活用されるのは、おそらく自動車運転免許証ではないかと言われております。事実、国は２０２６年度までに、運転免許証をマイナンバーカードに統合する計画を進めているようでございます。これ、どういうイメージになるかと申しますと、スマホでデジタル証明できるという感じだそうです。とにかく想像以上のスピードでデジタル化は進んでいく、そういう時代に、我々は生きているということでございます。であるなら、基本的には各々がその環境に適応していかねばならないわけでありまして、好き嫌いというレベルの問題ではないのであります。

そのようなことで、今回の質問は、芦北町国民健康保険証のマイナンバーカード移行問題として質問させていただきましたが、他の保険者の健康保険もほとんど同じなんだと思います。この急速に進展するデジタル社会において、町民の中には、右も左もわからずにどうなることかと不安を抱いてる方もおられるわけでございまして、特に高齢者の方たちにとっては、インターネットやスマホやアプリなどと聞くだけで、ちんぷんかんぷんという方も一定

数おられますので、広報の更なる周知とマイナ保険証への移行のサポート体制の強化を強くお願いしておきたいと思います。

本件につきまして町長のご所見を少しお願いいたします。

○議長（宮内道則君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　お説のとおりでございまして、町としましては、より一層理解と、そしてまた啓発に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　ありがとうございます。

引き続き通告書２について再質問いたします。企画財政課長にお尋ねいたします。

協力隊の募集方法はどのように行っているのか、また、応募状況はどうなっていますか、お答えください。

○議長（宮内道則君）　白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君）　お答えいたします。

募集につきましては、芦北町のホームページでの掲載と一般社団法人移住交流推進機構が運営している地域おこし協力隊の隊員募集情報に掲載し、募集をしております。令和５年度までの募集につきましては、すべてのミッションに対して応募があり、採用をしております。本年度につきましては、新たに１０人の隊員を募集し８人の応募があっており、その中で６人を採用しております。現在、大野温泉センター観光推進運営応援隊など２人の隊員を募集中です。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　これまでですね、２０人の隊員が活動されているということでございますけれども、先ほど活動状況をご答弁いただいた中でですね、集落サポート、有害鳥獣関連業務活動、地域ＤＸ推進活動についてご答弁ありましたけれども、もっと具体的な、この活動計画や目標設定、成果などどうなっているのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君）　白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君）　お答えいたします。

集落サポートについてお答えいたします。大野地区の集落サポートの主な活動計画及び目標設定は、一つ目がインターネット販売による農産物の販売促進、二つ目が地域商社大野屋にて顧客のニーズ把握を行い売上を増加させること、三つ目が大野温泉にて外部の人を呼び込むイベントの立案を通して大野地区を活性化させることです。令和２年１０月から令和５年９月まで活動し、現在大野地区に居住しています。

成果につきましては、大野屋で商品の仕入れや配達に従事するとともに、農事組合法人で米作りを学びながら、自身でも大野米をネット販売するなどしております。また、大野地区でのイベントを発案し、触れ合いの場や自然豊かな大野地区の良さを町内外にアピールしながら、自身で休耕田を活用したキャンプ場を運営しています。さらに、障害者福祉サービス

事業所ひまわり芦北や大野保育園児、大野小学校児童との交流も盛んに行い、地区の行事にも積極的に参加するとともに、地元の消防団にも所属し地域に大いに溶け込んでおります。

以上です。

○議長（宮内道則君）　栫農林水産課長。

○農林水産課長（栫　浩之君）　有害鳥獣関連業務活動について、お答えいたします。有害鳥獣関連業務の主な活動計画及び目標設定は、有害鳥獣捕獲業務、猟友会や地域住民等の情報共有、鳥獣被害に関する地域課題の把握、解決策の提案、実践などでございます。活動期間は令和３年８月から令和６年７月まで活動をし、現在も町内に居住していらっしゃいます。

成果につきましては、イノシシ、シカなどの有害獣の捕獲をはじめ生息状況等の分析や、小学生、高校生を対象とした勉強会の開催、猟友会向けの研修及び支援など、大変精力的に取り組んでいただきました。その結果、捕獲従事者一人一人の意識改革や捕獲技術の向上に繋がり、捕獲頭数も増加しております。現在は、町有害鳥獣被害防止対策協議会から委託を受け、新規免許取得者への指導や有害鳥獣出没時の緊急対応、新たな捕獲方法の立案など、町や猟友会と連携し引き続き鳥獣対策に取り組んでいただいております。以上です。

○議長（宮内道則君）　釜商工観光課長

○商工観光課長（釜　辰信君）　地域ＤＸ推進活動について、お答えします。地域ＤＸ推進応援隊の主な活動計画及び目標設定は、町内商工事業者のＤＸ推進、誘致企業等へのＩＴ人材確保につなげるため芦北高校の部活動であるクリエイティ部の支援です。また、もう１人の協力隊であるサテライトオフィス利用活用促進応援隊と連携して、サテライトオフィスへの受入など様々な活動を行っております。地域ＤＸ推進応援隊は、令和６年４月から活動を始めており、現在、家族とともに町内に移住しております。

成果につきましては、今年度から活動を始めたばかりですが、商工会青年部の集まりに定期的に参加し、特に若手経営者との連携を深めながら、事業者の課題とニーズの調査を始め、Ｗｅｂマーケティングに関する相談を受けたり、芦北ふるさと祭の企画に参加したりしております。また、芦北高校クリエイティ部の支援につきましては、今年度から協力隊が主体的に動画作成やゲームのプログラミングなど、ＩＴ機器を活用しながら週２回の部活動のサポートをしております。高校卒業後の将来的な地元への定着を目指しております。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　質問の２の最後の質問になりますけれども、これまでの活動でですね、明らかになった課題や改善点はありますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君）　白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君）　お答えいたします。

町の課題を明確にし、町が求める協力隊員と地域おこし協力隊員がやりたいことのミスマッチがないような、より魅力的で具体的な活動内容にしていく必要があると考えています。

また、先に述べた答弁の繰り返しになりますけれども、任期を終えた隊員に対しては、定

住促進に向け、家賃補助などの支援が必要と考えております。

○議長（宮内道則君）　楠原君

○２番（楠原清照君）　ご答弁ありがとうございました。

それでは、この質問２をまとめてみたいと思います。

今回の質問に対する答弁においてですね、本町の地域おこし協力隊は様々な分野でご活躍していただいていること、そして退任した隊員１１名のうち６名が定住されていることを知りました。大変結構なことではないかと思います。

私は、地域おこし協力隊員のお一人お一人は貴重な人材であって、我が町の活性化になくてはならない存在ではなかろうかと考えるものです。できることなら、退任後もずっと定住していただきたいと思っておるんです。我が町も含め、少子高齢化社会における過疎町村にとって、人材、つまり人こそは最も大事にしなければならないのではないかと考えます。そのためには、１万５，０００町民の中からの人材の育成と相まって、町外からも優秀な人材を獲得し、町の発展や活性化のため十二分に働いてもらうことが求められているのではないかと思います。

町長が掲げておられる、「すべては次代を担う子どもたちのために」という、まちづくりの基本理念の意味するところは、いろいろあるとは思いますけれども、その子どもたちを育成することによって、究極的には大人になってから、世界のため、日本のため、熊本県のためそして芦北町のために、つまり社会のために貢献できる人材に育つことを大いに期待していることも一つの大きな目的なのではなかろうかと思うわけです。

人口のトレンドは確実に減少を示しているわけですから、その中において、優秀な人材を育成したり獲得することは至難の業となっております。我が町と同様な全国の自治体は、鵜の目鷹の目で優秀な人材を探し、獲得することに躍起となっておるのでありまして、ちょっと油断すると引き抜かれたりするわけでございます。

このようなことで、今回の質問で強調したいことは、協力隊の活動内容もさることながら、退任後の定住に向けたさらなる支援の強化をしていただきたいということでございます。自分で起業する、或いはその支援強化や、町内民間企業、各種団体への就職あっせん強化や、３年間の協力隊活動が特に優秀と判断された隊員であれば、役場職員としての採用も積極的に考えてあげてよいのではないかと思います。３年間の隊員の個々の活動は、ある意味人事評価をしているようなものですから、即戦力として確実に期待できると思います。また、協力隊活動の内容がそもそも特殊な業務であった場合、民間の仕事としては、そのスキルが活かせないということもあろうかと思います。ともあれ、目の前に優秀な人材がいるとするなら、手を尽くして躊躇なく引き止めなければならないと考えるものです。

少子高齢化時代における地域活性化は、少数精鋭で取り組む時代となっております。優秀な人材を獲得し、その活動において成果を出し、退任後もしっかり定住してもらうという一連の流れを、更なる強化支援のもとに確立しなければならないのではないかと強く思った次

第でございます。町長のご所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　ただいまの楠原議員のご所見に、足すことも引くこともございません。立派なお考えと思います。

その趣旨に沿うようにですね、頑張っていきたいと思いますが、蛇足ながらですね、協力隊員すべてが優秀とは限らないわけです。個性も様々、そしてまたスキルも様々でありまして、特に応募、人選において、私どものしっかりとした提案を持って選んでいくということがまず大事、それと各地域、各職域に配属するにあたりましても、まず前提となるのは職員と信頼関係をですね、やっぱり強く持っていくということが大事でありまして、そういう面においては、協力隊員を擁しておる各課職員はですね、親睦を深め、信頼を深めるためにですね、しっかり頑張ってくれておりますので、今後ともよりよい人材を求め、ただいまご意見のようにですね、しっかりとした本町の振興、発展・浮揚のために頑張っていただければと思っております。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○２番（楠原清照君）　町長ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（宮内道則君）　楠原君の質問が終わりました。

なお、百田君の一般質問でございますが、正午を過ぎても継続し、最後まで行いますのでご了承いただきたいと思います。次に、百田君。

○１番（百田翔吾君）　本日の一般質問、最後となります。

４番手で登壇させていただきました、百田でございます。

私は、令和４年４月から芦北町議会議員となり、あっという間に議員３年目に突入しました。この間、議会の皆様、先輩の皆様や執行部の皆様、町民の皆様から多くのことを学び、また、町外においての様々な研修や議員交流の機会に積極的に参加することで、議員力向上に努めてまいりました。本日は、そのような学びの機会から出てきたものを参考に質問を検討してまいりました。それでは、議長及び町執行部への事前通告に基づき、本日は、１つの主題について質問いたします。

まず主題１の①について、この１年、地域行事、学校行事に参加する中で、田浦小学校関係者、保護者、ＰＴＡより、「田浦小学校の外壁の黒ずみが気になる。自分たちでは綺麗にできない。どうにかならないか。」と田浦小学校の外壁改修を望む声が幾つも届きました。また、この件に関しましては、令和３年１２月の定例会においても、坂本議員が同様の質問をしておりました。当時の答弁では、財政のこともあるができるだけ早く整備したいという執行部答弁がございました。その答弁から約３年が経ちます。

そこで、主題１の①、田浦小学校の外壁改修の計画はどうなっているのか、質問します。

次に主題１の②について質問します。

全国的に異常な暑さが続く近年となっております。総務省消防庁のデータによりますと、

熱中症による救急搬送人員は、速報値ではありますが、昨年を超え、２０２４年は全国で約８万5，０００人となっております。年々暑さが増している体感です。根性論では夏を乗り越えることができなくなってきました。学校現場における熱中症対策及び環境整備は、命に関わる重大な責務となっております。本町の小中学校においては、教室への空調設備の設置は完了しておりますが、学校体育館への設置はまだゼロという現状があります。

そこで主題１の②、本町の小中学校における熱中症対策は現在どうなっているのか。また、体育館に冷暖房空調設備を設置する考えはないのか、質問いたします。

最後に、主題１の③について質問します。

小中学校の夏休み期間は、本州、四国、九州地域では４０日間前後が平均となっております。本町も平均的な日数であります。しかし近年、コロナ禍や教職員の働き方改革を機に、夏休み短縮に取り組む学校は全国的に増えつつあります。

夏休み短縮の１つの事例として、福岡県古賀市の取組に注目しています。福岡県古賀市では、９年前に３９日間ありました夏休みを年々短縮し、今年２５日間としました。当初は、教職員の働き方の見直しがきっかけとのことでしたが、夏休みにおける保護者負担の軽減という効果も表れるようになったということでした。福岡県古賀市では、夏休み短縮と同時に学習効果が低下する６時間目の授業を週４日から週１日に減らしました。そして、放課後の時間が増え、教職員の方の授業準備、個別の児童生徒対応、保護者への対応など教職員の負担軽減、ゆとりある学習指導の実現に繋がっています。夏休み短縮については、メリット、デメリットがあることは把握していますが、本町も良き事例として参考にすべきだと感じました。

そこで主題１の③、小中学校において、授業時間の確保や教職員の負担軽減等の観点から夏休み短縮の考えはないのか、質問します。

以上、小中学校における教育環境の充実について、壇上での１回目の質問を終わります。

○議長（宮内道則君）　百田君の質問が終わりました。

それでは百田君の１回目の質問が終わりましたので、答弁を求めます。

岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君）　百田議員の質問の①について、お答えいたします。

昭和５４年に建設され、今年度で築４５年となる田浦小学校におきましては、令和５年度にトイレ改修工事、令和６年度、今年度でございますけども、手洗い場改修工事を実施しており、外壁改修につきましても実施に向けた検討を行っております。

しかしながら、町内の他の小中学校におきましても、同様に施設の老朽化が進んでいるところもあり、改修における多くの対応を迫られているところでございます。教育委員会としましても、田浦小学校の外壁改修の必要性は十分認識しておりますが、予算には限りがありますので、緊急性の高いものから計画的に実施しているところでございます。

次に②の質問についてお答えいたします。小中学校における熱中症対策としましては、一

例を挙げますと、教職員による児童生徒の健康観察や、こまめな水分補給と休憩をとることとしております。また、熱中症警戒アラートが発表された場合には、屋外活動を自粛するなど、国のガイドラインに基づき取り組んでいるところでございます。体育館の冷暖房空調設備の設置につきましては、近年の異常気象や熱中症警戒情報の法的な義務付けを踏まえますと、学校の屋外活動がさらに制限されることが考えられます。体育館には子どもたちの教育の場であるのみならず、災害時には避難所としての位置付けもあることから、空調設備設置は必要であると認識しております。①と同様の回答でありますが、空調設備の設置には多額の費用が必要となりますので、国の補助を活用しながら、計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に③の質問についてお答えいたします。本町におきましては、平成２３年度から夏休みの短縮をすでに行っております。ご質問の夏休みの更なる短縮は、ゆとりを持った教育、教員の働き方改革、家庭の負担軽減など多くのメリットがあることは認識しております。しかし一方では、子どもたちの様々な学習体験の機会、教職員の夏季休暇取得や自己研鑽の機会が失われるなど、デメリットも多くあることも認識しているところでございます。このようなことを踏まえ、適切な夏休み期間となるよう、毎年校長会の意見を聞きながら実施しているところでございます。

○議長（宮内道則君）　百田君。

○１番（百田翔吾君）　それでは、主題１の①、田浦小学校の外壁改修について述べたいと思います。やはり、以前坂本議員の質問に対しての答弁に同じような答弁をいただきました。高額な改修費用が伴うということでなかなか改修の実現に至ってないということですね、他に改修が必要なものもあり、優先順位はあると思いますが、学校関係者、保護者の要望の声は少なくありませんので、ぜひ改修の実現を前向きにお願いしたいと思います。

次に、主題１の②、小中学校における熱中症対策について、より具体的に教えてください。

○議長（宮内道則君）　宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君）　具体的な熱中症対策につきまして、お答えいたします。

学校におきましては、こまめな水分補給と休憩、帽子等により日差しを遮る、休憩時間には冷房が効いた部屋を活用するなどの指導を行っているほか、暑さ指数や体調に応じた活動量に調整する、暑い時期には涼しい時間帯に活動するなどの配慮を行っております。

また、校舎や施設の熱中症対策としまして、教室への空調設備や遮光カーテンの設置、運動場に日陰を作るためのテントの設置、体育館への大型扇風機の設置など、環境を改善する取組も行っております。以上です。

○議長（宮内道則君）　百田君。

○１番（百田翔吾君）　やはり学校現場における先生方の配慮、リスクマネジメント、そして教室の空調設備の設置という施設整備のおかげもあり、熱中症になる児童生徒が現在最小限にとどまっているということだと思います。夏場の屋外における学校活動はもうできない猛

暑でございます。体育館に空調があれば、快適な温度環境の中で、授業、運動ができるようになり、子どもたちの学習、運動の向上が期待できます。学校には教育的福祉的価値があります。学校体育館では、スポーツイベント、社会体育、教育活動、災害時の避難所としても活用されます。そのような観点からも大きい予算は必要となりますが、学校体育館の空調設備の設置は大きな価値があると思います。

お隣の八代市では、令和５年から令和７年にかけて、避難所指定をしている１８校の学校体育館に空調設備の設置を進めている事例があります。ぜひ、芦北町でも学校体育館の空調設備の設置を実現いただきたいと願います。

最後に、主題１の③、夏休み短縮についてです。

今年の夏休み日数について、日数を教えていただきたいと思います。そして、８月末の台風１０号のような自然災害やインフルエンザ等の感染症で臨時休校することがありますが、学習に影響はないのか、質問します。

○議長（宮内道則君）　宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君）　お答えいたします。

今年の夏休みの日数についてでございますけれども、小学校におきましては、夏休みの短縮は実施しておりません。中学校におきましては、中学３年生の受験の日程等を考慮いたしまして３日間の短縮を行っているところでございます。それから臨時的な休校に伴います学習への影響ということでございましたけれども、臨時休校等が生じた場合におきましてもすべての学習内容を履修できるよう、各学校において適宜学習の進度、進み具合を調整しておりますので、学習に影響はないものと考えております。以上でございます。

○議長（宮内道則君）　百田君。

○１番（百田翔吾君）　ありがとうございます。夏休み短縮は様々なメリット、デメリットありますが、私は、ゆとりある日々の学習指導ができることで、教職員、児童生徒及び保護者のお互いにとってプラスに働くことの方が大きいと感じております。夏休み短縮は全国的にも、熊本県下においても、まだまだマイノリティな取組ではありますが、まず実証として、本町においてもやってみる価値はあると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

今回は、学校教育に関する質問をしました。竹﨑町長が掲げる「すべては次代を担う子どもたちのために」という基本理念のもとに、芦北町では、他市町村に負けない様々な施策に積極的にチャレンジされています。竹﨑町長は、４か月後に改選を迎えます。町議の１人として、たった２年間ではありますが、芦北町のトップリーダーとしての手腕、成果を見てきました。ぜひ、もう４年、すべては次代を担う子どもたちのために、町政のリーダーとして、県の町村会長として尽力いただきたいと思いますし、今回の一般質問しました内容も、前向きに、ぜひ検討、議論されることを願いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮内道則君）　百田君の質問が終わりました。以上で、一般質問を終わります。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

○議長（宮内道則君）　本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

散会　午後０時０３分

芦 北 町 議 会 定 例 会 会 議 録

令和６年９月２０日（金）

令和６年度第３回芦北町議会定例会議事日程（第３号）

令和６年９月２０日
午前１０時　開会
於　議　場

１　議事日程

（一括議題＝日程第１から日程第10まで）

第１　認定第１号　令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第２　認定第２号　令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第３　認定第３号　令和５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第４　認定第４号　令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第５　認定第５号　令和５年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第６　認定第６号　令和５年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第７　認定第７号　令和５年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第８　認定第８号　令和５年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第９　議案第60号　令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第10　議案第65号　芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について

第11　議員派遣の件

（一括議題＝日程第12から日程第15まで）

第12　総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13　建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14　議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第15　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

第１　議案第69号　工事請負契約の変更について

第２　議案第70号　工事請負契約の変更について

第３　議案第71号　工事請負契約の変更について

（閉　会）

2　出席議員（１３名）

１番	百田翔吾君	２番	楠原清照君
３番	長口　隆君	４番	林田燿宏君
５番	坂本　登君	６番	寺本順一君
７番	白坂康浩君	８番	草野安道君
９番	宮尾秀行君	１０番	川尻成美君
１１番	寺本修一君	１３番	元山秀志君
１４番	宮内道則君		

3　欠席議員（１名）

１２番　岡部惠美子君

4　説明のため出席した者の職氏名（１６名）

町長	竹﨑一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	岩田繁義君	総務課長	松本俊造君
企画財政課長	白坂達也君	税務課長	佐竹貴幸君
住民生活課長	田中公広君	福祉課長	池田康浩君
健康増進課長	田代　忍君	農林水産課長	栫　浩之君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	平田秀臣君	教育課長	宮島昭典君
ｽﾎﾟｰﾂ・文化振興課長	岡田謙治君	会計管理者兼会計室長	溝俣圭一君

5　職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局長	窪田和彦君	次長（主幹）	鎌田富士夫君

議　員　派　遣　の　件

次のとおり議員を派遣する。

１　熊本県町村議会議長会（議会広報コンクール表彰式及び議会広報研修会）

（１）目　　的　議会広報の活性化に資するため

（２）期　　日　令和６年１１月６日（水）

（３）場　　所　グランメッセ熊本（上益城郡益城町）

（４）派遣議員　議会広報委員会委員

令和６年９月２０日

芦北町議会議長　宮　内　道　則

開会　午前１０時００分

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

○議長（宮内道則君）　おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

岡部君から欠席届が出ております。

お手元に配布の議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第　１　認定第　１号　令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第　２　認定第　２号　令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　３　認定第　３号　令和５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　４　認定第　４号　令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　５　認定第　５号　令和５年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　６　認定第　６号　令和５年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　７　認定第　７号　令和５年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　８　認定第　８号　令和５年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　９　議案第６０号　令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第１０　議案第６５号　芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について

○議長（宮内道則君）　日程第１、認定第１号「令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第１０、議案第６５号「芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。質疑は、２人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、林田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（林田燿宏君）　おはようございます。

総務厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました認定第１号、令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第２号、令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか２件の特別会計の決算認定について、９月１１日及び１２日

に審査を行いました。

審査に当たっては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果について報告いたします。

まず、令和５年度決算状況について、一般会計の歳入決算総額は１４９億７，３６９万９，６１１円で、対前年度１億３万２，３６２円の増、歳出決算総額は１４０億２，０４０万３，２４３円で、対前年度３，２７８万１，２７１円の減となりました。

また、財政指標につきましては、経常収支比率は０．２ポイント減の８９．５％、実質公債費比率は０．３ポイント増の４．９％となり、総合的に判断すると健全財政が保たれています。

以下、審査過程において議論された主なものについて申し上げます。

はじめに、総務課では、消防・防災対策など安全・安心なまちづくりに関する事業やＤＸ推進、職員研修、町の情報発信事業のほか、令和２年７月豪雨災害に係る中長期派遣職員の受入れなどが行われています。

消防・防災対策事業では、町民の生命・財産を災害から保護するため、防災訓練を通じた関係機関との連携強化に取り組まれました。

また、住民に楽しみながら防災への意識を高めていただくため、防災フェスティバルを開催し防災意識の高揚を図られました。

消防設備については、積載車２台、小型動力ポンプ３台が更新されています。

次に、財産管理事業では、旧計石小学校と田浦支所の余剰床をサテライトオフィスとして、また、旧海浦小学校校舎を「海浦集学校」として貸し付けるなど、廃校及び遊休施設の有効活用を図られました。

また、ＤＸ関係では、芦北町ＤＸ推進方針に基づき、幹部職員研修をはじめ、職員によるワーキングチームを組成し、ＤＸ推進の基礎となる人材育成に取り組まれるとともに、住民生活課窓口にキャッシュレス端末やセミセルフレジを導入し、行政サービスの向上と会計業務の効率化を図られました。

主な質疑として、地区防災計画作成の実績と今後の目標についての質疑があり、令和５年度に新たに１４の自主防災組織が作成し、現在１８組織が作成済みである。今後も全５３組織の作成を目指して取り組んでいくとの答弁がありました。

また、防犯カメラ設置支援事業について、これまでの実績と防犯カメラ設置による成果についての質疑があり、１９７件３１０台分の補助実績である。窃盗事件の犯人逮捕や検挙に繋がっているとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、町総合戦略に基づく地方創生の推進、国際交流の充実、人材育成、地域・民間団体の支援、公共交通機関の維持等にかかる各種事業が実施されています。

ふるさと応援寄付金事業では、４つのポータルサイトにおいて、町内の店舗や特産品の情報を広く発信しました。

国際化・国際交流事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた海外派遣事業を再開し、英国へは中高生を８人、カンボジアへは小中高生を１５人派遣し、現地で交流を深められました。

公共交通対策においては、公共交通機関の利用者は減少する傾向ですが、ふれあいツクールバスの運行や地方バス運行対策補助事業など自家用の交通手段を持たない住民の移動手段の確保に努められています。

移住・定住に関する事業では、芦北町の特設サイトのリニューアルを行うとともに、オンラインや対面による移住相談会に参加し、移住検討者へのアピールや関係人口の創出に努められました。また、本町へ移住を検討している方のために、田浦地区に移住体験住宅を整備されました。

また、令和２年７月豪雨災害の被災者等の住宅建築を支援するため、嵩上げ等の自助対策に対し、最大５０万円を助成する芦北町住まい支援事業補助金を交付し、経済的な支援が図られました。

主な質疑として、ふるさと応援寄付金のこれまでの累計額はとの質疑に対し、平成２８年度から令和５年度までの累計で１０億６，７００万円との答弁がありました。

また、生活応援券事業の執行残が多い理由はとの質疑に対し、商品券はプッシュ型で各世帯に配布したが、町外の施設に入所していて使用ができなかったためとの答弁がありました。

次に、税務課では、地方税法や関係法令等に基づき、厳正かつ公正、公平な課税、徴収が行われています。

また、滞納に関しましては、県や近隣市町と連携し徴収を実施しながら自主財源の確保と滞納額の削減に努められました。

令和２年７月豪雨災害の被災者に対しましては、固定資産税の損耗軽減など納税の負担軽減も継続して実施され、生活再建のための後押しを図られています。

町税の収納状況は、現年度分調定額２１億１，２５２万３，４６８円に対し、収入額２１億２３８万５，６９１円で収納率は９９．５２％、滞納繰越分は調定額２，７０６万３，８９８円に対し、収入額１，２２３万５，１６７円で収納率４５．２１％、現年分・滞納繰越分を合計した収納率は９８．８３％で前年比０．２２％増となり、徴収努力の成果が見られました。

また、財産調査等の結果に基づき、２０６件の執行停止、３４７件の不納欠損処分が行われています。

主な質疑として、令和５年分のｅ－Ｔａｘ利用状況はとの質疑に対し、１，２０３件の利用があったとの答弁がありました。

次に、会計室では、収入・支出等の厳正な審査と、適切な資金管理を行い、収支計画をもとに公金の安全かつ効率的な運用と円滑な資金調達をすることで、健全な行財政運営の確保に努められました。

主な質疑として、資金管理はどのように行っているのかとの質疑に対し、年間の資金収支

計画書を作成するとともに、毎月各課に歳入歳出予定表を提出させ、支払事務の滞りがないよう資金繰りの計画を立てているとの答弁がありました。

次に、議会事務局では、議会費と監査委員費が執行され、ほとんどが経常的な経費となっています。

令和５年度も引き続き、各常任委員会と災害復旧・復興対策調査特別委員会の継続調査を定期的に実施し、その内容を各委員会が全員協議会で報告するなど、議員間の情報共有に努められています。

次に、福祉課では、総合計画に掲げる基本目標「地域で守り育てるまちづくり」を目指し、各事業で策定した計画をもとに各種事業が実施されています。

高齢者福祉事業では、住み慣れた地域で安心して生活が送られるよう高齢者に対する各種サービスが行われています。

障がい者福祉事業では、心身の状況や生活環境等に応じ適切な指導助言を行う相談支援事業や、働く場などの機会を提供する就労継続支援など、それぞれのニーズに配慮した福祉サービスが行われています。

児童及び母子・父子福祉事業では、子どもの健全な育成と保護者への子育て支援のほか、保育人材の確保や処遇改善に係る支援に加え、送迎用バスの置き去り防止のための安全装置導入補助を実施し、子どもの安全・安心の確保に取り組まれました。

なお、１８歳までの子ども医療費や保育所等を利用する３歳から５歳までの副食費の無償化については、継続した支援が行われました。

また、物価高騰による影響を軽減するため、１８歳未満の児童を養育する低所得の子育て世帯を対象に、子育て世帯生活支援特別給付金の給付が行われました。

社会福祉事業では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、物価高の影響が最も大きい低所得者のうち、非課税世帯に対し生活応援券の配布に加え１世帯当たり７万円の追加給付、住民税均等割のみ課税世帯に対し１世帯当たり１０万円の給付、さらにこのうち１８歳以下の児童がいる世帯に対し児童１人当たり５万円の追加給付が行われました。

令和２年７月豪雨災害の被災者には、県や町地域支えあいセンターなど関係機関と連携し、被災者が早期に再建できるよう支援が行われました。

主な質疑として、保育所等と小学校の連携事業の内容について質疑があり、児童の保育所等での「育ち」から小学校の「学び」への円滑な接続を図り、子どもたちのよりよい成長に反映させることを目的とし、保育士と小学校教諭による研修と意見交換の機会を設ける事業で、令和５年度においては、「気になる子どもへの支援」に関する講習と意見交換を行ったとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計では、介護や支援の必要な方に対する適切な保険給付や食の自立支援事業等の介護予防事業・日常生活支援総合事業が行われています。

主な質疑として、認知症総合支援事業の内容はとの質疑に対し、認知症の人が尊厳と希望

を持って、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症カフェの開催、多職種でのチーム支援、認知症地域推進員、認知症初期集中支援チームの配置、認知症サポーターの養成等を行っているとの答弁がありました。

次に、健康増進課では、「あしたのために　きたえよう　健康力！」をスローガンに掲げ、健康に関する各種事業が実施されています。

保健衛生事業では、「第４期芦北町健康づくり推進計画」の策定が行われ、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりを推進していくとの説明がありました。

母子保健事業では、先天性難聴の早期発見のため新生児聴覚検査に係る費用の助成を新たに開始するとともに電子母子手帳アプリ「子育て応援あしきた」を新規に導入し、従来の母子健康手帳と併せて子どもの成長記録や予防接種の管理などでの利用推進が図られました。

予防接種事業では、インフルエンザ予防接種の助成対象を拡大し、新たに１９歳から５９歳を対象に加え、接種勧奨に努められました。

検診事業では、集団健診等を実施し、健診結果に基づき保健指導が行われています。また、受診率向上のための取組として、初めて集団健診の対象となる２０歳到達者や全額無料となる４０歳到達者などに対して受診勧奨に努められました。

主な質疑として、フッ化物洗口事業が行われているが、過去と比較してむし歯保有率に改善が見られているのかとの質疑に対し、平成２５年度からフッ化物洗口事業を始めており、その当時中学１年生のむし歯保有率が５４．６１％であったものが、令和４年度は３９．３２％と改善がみられているとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、環境対策に係る各種事業、清掃センター業務、住民基本台帳事務等の法定受託事務が行われています。

環境対策については、水俣病やごみ処理、不法投棄などの各種対策に取り組まれました。

なお、水俣病を正しく理解し後世に伝えることを目的とした「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」や「もやい祭り」が４年ぶりに実施され、多くの方々に水俣病の教訓を伝えるとともに、地域間交流や地域活性化が図られました。

マイナンバーカード交付事業では、支所・出張所での申請受付や、毎月第４日曜日に本庁を開庁し、カードの交付・申請等を行い普及に努められました。

主な質疑として、マイナンバーカードのトラブルはあるのか、また、今後対処すべきことは何なのかとの質疑に対し、マイナンバーカードへの紐づけ誤りのようなトラブルは本町では発生していない。現在医療機関でも保険証の登録を進めており申請も増えてきているので、個人情報の取り扱い等を含めしっかりと対応していくとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計の事業勘定では、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目的とした人間ドックの助成や特定健診の受診勧奨など、積極的に取り組まれています。

また、１８歳以下の子どもに係る均等割の減免は引き続き実施し、子育て世帯の生活支援

が図られています。

なお、本町の医療費水準は、依然高い状況にあるため、パンフレットの配布等による啓発活動を行い、医療費の適正化に取り組んだとの説明がありました。

国民健康保険事業特別会計の直診勘定では、豪雨被災により休診していた吉尾温泉診療所は令和５年３月末をもって閉所したが、吉尾地区から町内の医療機関への送迎は継続し、医療機関への受診機会確保に努めたとの説明がありました。

主な質疑として、短期保険証の対象世帯はとの質疑に対し、令和５年８月保険証更新時で６３世帯が対象であるとの答弁がありました。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計については、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者となっており、町では、申請や相談等の窓口業務及び保険料の徴収等を行っております。

後期高齢者医療事業の被保険者数は、前年比２１人増の４，０８２人であり、被保険者の疾病の予防及び早期発見・早期治療、健康増進のため後期高齢者健診を実施するとともに、はり、きゅう、あん摩施術補助券を交付したとの説明がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第１号、令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第２号、令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか２件の特別会計の決算の認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正に事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君）　次に、草野建設経済文教常任委員長。

○建設経済文教常任委員長（草野安道君）　おはようございます。

建設経済文教常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました認定第１号、令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号、令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか３つの特別会計の決算認定について及び議案第６０号、令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について並びに議案第６５号、芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定については、現地調査を含めて９月１１日及び１２日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果をご報告いたします。

はじめに、建設課では、令和２年７月豪雨による道路や河川の公共土木災害復旧事業を最優先で実施し、また、被災者の恒久的な住まいを確保するため、２地区に災害公営住宅建設を実施されました。

交通ネットワークの整備では、道路の修繕、舗装、側溝整備等の工事や橋梁の点検・補修

を実施され、交通の利便性や安全性の向上が図られています。

防災・災害対策では、河川改修設計や維持工事、各排水機場における早急な修繕等を実施するとともに、危険ブロック塀等安全確保支援事業や小災害復旧事業等を実施し、安全性の向上・確保を図り、災害の未然防止に努められています。

住宅等の整備では、長寿命化計画に基づく五本松団地の外壁等の改修工事やシロアリ駆除予防作業、経年劣化に伴う修繕工事を実施、また、子育て世代等に魅力ある住宅を提供するため、湯浦地区に整備する地域優良賃貸住宅の建設工事に着手されています。

復旧・復興計画では、道路災害１８８件、２６９箇所のうち、１７６件、２５４箇所が工事発注済み、また、河川災害２２７件、６６８箇所のうち２１６件、６３５箇所が工事発注済みとなっており、今年度中に発注を完了したいとの説明がありました。

主な質疑として、老朽危険空家等除却促進事業の申込状況についての質疑があり、事前調査申込件数は２２件、そのうち１１件が事業対象となり補助を行ったとの答弁がありました。

次に、教育課では、学校教育において、芦北町教育立町の理念に基づき「知・徳・体」のバランスの取れた教育を行い、基礎学力の向上や情操教育、国際理解教育、情報化教育などを総合的に推進し、安心して学ぶことのできる教育環境の整備に努められています。

学校施設整備事業においては、小学校４校のトイレ改修工事等が実施され、教育環境の向上及び施設の適切な維持管理が図られています。

学校給食では、社会全体で子どもを育てる取組として、令和５年度から学校給食費の完全無償化が実施され、子育て環境の更なる充実が図られています。

主な質疑として、給食会計が公会計となったことによるメリット等はとの質疑に対し、食材の単価高騰など不測の事態で調達費が不足する場合でも町が年間を通して管理するため、計画的な食材調達ができ安定供給ができるとの答弁がありました。

奨学資金貸付事業特別会計では、高校生及び大学生等３５人へ奨学資金の貸付けが行われ、町内の学徒で経済的理由による修学困難者へ便宜を図り、社会的有能な人材の育成に寄与されています。

主な質疑として、貸付者に専門学校生もいるが、どのような種類の専門学校なのかとの質疑に対し、現在の貸付者では、看護やリハビリ関係など医療系の専門学校であるとの答弁がありました。

次に、商工観光課では、商工業の育成と振興については、物価及び燃料費等の高騰に対応するため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、町内における消費活性化に寄与されています。

企業誘致では、サテライトオフィス計石・田浦において、お試しワーケーション体験事業等を実施し、新たに４件の進出協定が締結されました。

御立岬公園については、令和４年１０月にオープンした第２キャンプ場の利用者も増加し、新たな客層の誘客に繋がっており、公園内の各種施設利用との相乗効果が表れています。

あしきたマリンパーク再整備事業については、熊本県と連携し、旧国民年金保養センター解体工事とあしきたマリンパーク進入路整備工事が実施されました。

なお、町全体の観光入込者数は、前年比４％増の９８万７，３７７人となりました。

主な質疑として、観光うたせ船は何隻あるのかとの質疑に対し、レディース船を含め４隻あるが、漁師の高齢化や漁獲量の減少等の課題もあり、今後、既存の観光うたせ船のほか、クルーズ船等としての活用も検討していくとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計では、施設の維持・修繕などを行い、利用者の入浴環境改善と利便性向上に努められ、安全・安心な施設運営に取り組まれています。なお、令和５年度における総入浴者数は、前年度比３．５％増の２０万８，１１５人となりました。

主な質疑として、大野温泉センターの入浴者数が減少している理由はとの質疑に対し、職員の高齢化や人員確保が困難なことから、月２回の休館日を毎週火曜日休館としたことにより営業日数が減少したためとの答弁がありました。

次に、スポーツ・文化振興課では、スポーツの振興において、スポーツ団体へ育成補助金の交付、九州大会以上に出場した選手・監督への補助、また１年間で最も活躍した選手・指導者に対しスポーツ賞及び奨励金を交付し、スポーツ団体の育成や競技力向上が図られました。

文化の振興においても、九州大会以上への出場者への補助、また、文化振興奨励賞の交付により、文化活動に対する意識の向上が図られています。

星野富弘美術館では、作品展示や詩画公募展のほか、学校出前講座が行われ、命の大切さや優しい心を育む「心の教育」の推進が図られています。

主な質疑として、佐敷東の城跡は国指定史跡に指定される可能性はあるのかとの質疑に対し、令和５年度に調査検討委員会を設置し、文化庁と連携を取り全体調査にあたっている。今後調査を継続することで国指定の可能性が増すと思われるとの答弁がありました。

コミュニティセンター課では、生涯学習プログラムの充実において、町民講座・子ども講座・生き生き大学・ワークショップ等が開催され、参加者の自己研鑽と生きがいづくりに寄与しています。

また、県立劇場との共催により、各小学校で演奏家派遣アウトリーチ事業が実施され、児童に生の演奏を届け、心豊かな子どもたちの育成が図られています。

青少年の健全育成については、放課後子ども教室の実施や子ども広場の運営により、子どもたちの活動拠点づくりに努められています。

図書館では、町民のニーズに合った図書の提供と適切な蔵書管理により、心豊かな人間を育む知の情報拠点としての機能を果たされています。

子どもの広場では、利用者の見守りを行うなど安全・安心に配慮した運営が行われています。

主な質疑として、成人式を現在の開催日以外での開催を検討していないかとの質疑に対し、

他市町村では正月やお盆等に開催があることは承知しており、今後将来的に検討する必要があると思われるとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、飲料水供給施設の改修を行う塩浸上組水道組合に対して助成され、生活用水の安定供給ができたことで、地区住民の生活環境の改善が図られました。また、浄化槽設置費助成事業において、２７基の新規の合併浄化槽設置に対し助成され、快適で衛生的な住環境が確保されています。

主な質疑として、浄化槽設置補助金の予算５０基分に対し、実績が２７基となった要因はとの質疑に対し、災害からの復旧・復興が進み、被災者の生活再建が完了しつつあることが大きな要因と考えているとの答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設への接続推進に努められ、新規接続が２６件、水洗化率は８４．０％となっています。

また、施設の長寿命化と機能保全対策のため、芦北地区農業集落排水処理施設の更新工事が実施され、適切な施設管理に努められています。

主な質疑として、排水処理場の今後の更新計画はとの質疑に対し、令和７年度から１１年度の５か年で芦北・米田処理場の更新工事を実施する計画であるとの答弁がありました。

生活排水処理事業特別会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理を行っており、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況に合わせた適正な管理が行われています。

水道事業会計では、町内５箇所の配水管布設替工事や花岡浄水場の送水ポンプ修繕及び３基の残留塩素計更新工事が実施されています。老朽化した機械設備の更新や配水管取替を計画的に進め、水道水の安定供給に努められています。令和５年度の未処分利益剰余金２億４，０５０万６，０１３円を翌年度に繰り越すこととされています。

主な質疑として、水道管の布設替えについての今後の方針はとの質疑があり、補助事業等を活用し、計画的に管路の耐震化を推進していきたいとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、農業の振興において、果樹優良品種の苗木導入や高品質果樹の安定生産と高収益型農業を目的とした加温ハウス設置導入支援などの果樹振興対策事業及び素牛購入支援、家畜伝染病予防対策支援などの畜産振興対策事業等が実施され、農家の所得向上や品質の向上が図られました。

深刻化する有害鳥獣被害対策として、防護柵の設置、わな免許取得及び箱わな等の購入に助成され、通年での有害鳥獣駆除も行われています。令和５年度の捕獲実績は、イノシシ１，１９２頭、シカ２，２９０頭で、シカの捕獲数は年々増加しています。

林業の振興では、利用期に達した人工林の間伐や皆伐跡地の再造林支援、町産材を使用した住宅建築支援や木育の推進による需要拡大対策、林業後継者の育成などの事業に取り組まれました。

漁業の振興については、魚価の低迷、水産資源の減少、漁業者の高齢化や後継者不足など非常に厳しい状況が続く中、稼げる水産業づくりを目的に、地理的表示（ＧＩ）として登録

された田浦銀太刀に対する支援を行うとともに、マガキの産地化に向けた取組やアサリ貝の漁獲量増加のため被覆網による保護・管理の取組に対する支援が行われています。

復旧・復興計画の農地等の復旧に関しては、農地及び農業用施設災害復旧事業として、令和２年７月豪雨災害で国の助成を受けて実施する災害復旧１５３件のうち、農地７５件及び農業用施設６１件が令和５年度までに竣工しています。また、国の補助対象とならない小規模な災害については、町単独事業により早期復旧が図られています。

林道等の復旧は、被災した林道１４路線の全てが令和５年度までで完了しました。

主な質疑として、有害鳥獣を捕獲した後の処理はどうしているのか、また処分場の検討はとの質疑に対し、捕獲者の責任において埋設処理をしている。処分場の設置は町単独では難しく、水俣芦北地域広域で処分場等について検討中であるとの答弁がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第１号、令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第４号、令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか３つの特別会計の決算認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

また、議案第６０号、令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、予算議決の趣旨と目的に従って適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。

次に、議案第６５号、芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について申し上げます。

この条例は、町の人口減少の要因の一つである若者や子育て世代の転出抑制と町外からの移住定住の促進を図ることを目的に、湯浦地区に建設中の地域優良賃貸住宅の供用開始に伴い、条例が制定されるものです。

団地の名称は友田団地、木造２階建て、戸数１５戸、また、家賃は月額６万円と設定されています。

主な質疑として、入居の申込はいつからかとの質疑に対し、まちだより９月号で住宅建設中の告知を行っており、入居申込の時期はまちだより１０月号やホームページに掲載し、お知らせするとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第６５号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済文教常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君）　委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから日程第１、認定第１号から日程第１０、議案第６５号までを順次討論を行い、採

決します。

日程第１、認定第１号、令和５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから認定第１号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、認定第１号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第２、認定第２号、令和５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから認定第２号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、認定第２号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第３、認定第３号、令和５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから認定第３号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、認定第３号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第４、認定第４号、令和５年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから認定第４号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、認定第４号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第５、認定第５号、令和５年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから認定第５号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、認定第５号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第６、認定第６号、令和５年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから認定第６号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、認定第６号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第７、認定第７号、令和５年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから認定第７号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、認定第７号は原案のとおり認定す

ることに決定しました。

日程第８、認定第８号、令和５年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから認定第８号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、認定第８号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第９、議案第６０号、令和５年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６０号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６０号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第１０、議案第６５号、芦北町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６５号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６５号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第１１　議員派遣の件

○議長（宮内道則君）　日程第１１「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第１００条及び会議規則第１２７条

の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合生じる場合は、議長一任に願いたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

第１２　総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第１３　建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第１４　議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第１５　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君）　日程第１２から日程第１５までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

○議長（宮内道則君）　ここで議案配布のため、しばらくお待ちください。

［議案配布］

○議長（宮内道則君）　配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　配付漏れなしと認めます。

執行部より議案追加の申し出があり、本日開催した議会運営委員会により追加日程の答申がありました。

お諮りします。ただいま配付した、議案第６９号から議案第７１号までの議案３件を日程に追加し、追加日程第１から追加日程第３にして、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり日程に追加し議題とすることに決定しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

追加日程第１　議案第６９号　工事請負契約の変更について

○議長（宮内道則君）　追加日程第1、議案第６９号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　議案第６９号、工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

令和５年６月１６日に議決いただきました、湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事　建築のうち、契約金額４億５，５４０万円を４億７，６６２万９，５００円に変更するものです。

変更の理由といたしまして、以前建っておりました建物の土間コンクリート解体をしていたところ、その下、地中にコンクリート杭や基礎コンクリート及びコンクリート水路などが新たに発見されました。発見された地中のコンクリートは、今回の工事の地盤改良の施工に障害となるので、撤去する必要が生じました。

よって、新たに追加された地中障害の撤去及び作業日数が増えたことによる経費の増額を行うものです。

なお、相手方は松島・中村特定建設工事共同企業体となっております。

提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第６９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６９号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

追加日程第２　議案第７０号　工事請負契約の変更について

○議長（宮内道則君）　追加日程第２、議案第７０号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

ここで、地方自治法第１１７条の規定により、白坂君の退場を求めます。

［白坂君　退場］

○議長（宮内道則君）　それでは、本案について説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　議案第７０号、工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

令和５年６月１６日に議決いただきました、湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事　電気設備のうち、契約金額５，７３４万３，０００円を５，８２３万８，９８４円に変更するものです。

議案第６９号で説明しました建築工事の変更に伴い、関連する電気設備工事の工期延期に伴う経費の増額を行うものです。

なお、相手方は株式会社白坂電気設備となっております。

提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第７０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第７０号は原案のとおり可決しました。

ここで、白坂君の入場を認めます。

［白坂君　入場］

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

追加日程第３　議案第７１号　工事請負契約の変更について

○議長（宮内道則君）　追加日程第３、議案第７１号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　議案第７１号、工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

令和５年６月１６日に議決いただきました、湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事　機械設備のうち、契約金額６，７９８万円を６，９４６万６，４９０円に変更するものです。

議案第６９号で説明しました建築工事の変更に伴い、関連する機械設備工事の工期延期に

伴う経費の増額を行うものです。

なお、相手方は株式会社ユーテックス芦北営業所となっております。

提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第７１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第７１号は原案のとおり可決しました。

---------- ○ ---------- ○ ---------- ○ ----------

○議長（宮内道則君）　これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第３回芦北町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

---------- ○ ---------- ○ --------- ○ ----------

閉会　１０時５９分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦　北　町　議　会　会　議　録
令　和　６　年　第　３　回　定　例　会

令和６年１１月発行
発行人　芦北町議会議長　宮内道則

芦　北　町　議　会　事　務　局
〒869-5498　葦北郡芦北町大字芦北2015
電話（0966）82-2511